令和８年度 障害者地域生活支援体制整備事業

自治体ヒアリング調査 事例共有資料

Agenda.

1. ヒアリング調査対象自治体の概要
2. 各自治体の取り組みに共通するポイント
3. 各自治体の取り組みの詳細
    - 北海道東川町
    - 北海道中標津町
    - 滋賀県高島市
    - 宮崎県日向市
    - 長崎県長崎市
    - 福岡県福岡市
    - 宮城県

1. ヒアリング調査対象自治体の概要

自治体ヒアリング調査｜調査対象の情報

ヒアリング調査自治体の概要と選定理由を以下にまとめています

#	対象	面積（㎢）	人口（万人）	設置・整備状況			選定理由
				基幹相談支援センター	地域生活支援拠点等	協議会	
1	北海道 東川町	247.3	0.9	設置済み	整備済み	設置済み	**機能に応じた近隣自治体との連携** 町単独、隣接町との共同、広域での連携など、機能や目的に応じて連携の単位を使い分けながら体制整備を進めている事例として選定
2	北海道 中標津町 (根室圏域)	684.9 (3,527.1)	2.2 (6.6)	設置済み	整備済み	設置済み	**広域連携による共同整備** 広大な根室圏域において、1市4町が自治体間・関係機関で連携し、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等を共同で整備・運営している広域連携の事例として選定
3	滋賀県 高島市	693.1	4.4	設置済み	整備済み	設置済み	**地域内の多面的連携** 人口約4万人・広い市域を有する中で、障害福祉に限らず防災等も含め、関係機関との連携を基盤とした地域づくりに取り組んでいる。多様な主体との連携を通じた体制整備の事例として選定
4	宮崎県 日向市	336.9	5.7	設置済み	令和8年中に整備予定	設置済み	**圏域連携と地域単位への展開** 日向市と東臼杵郡の町村が圏域で連携し、相談支援体制を構築。広域で培った基盤を活かしながら、地域ごとの状況に応じた体制づくりを進めている事例として選定
5	長崎県 長崎市	405.7	39.1	設置済み	面的整備への準備中	設置済み	**段階的な機能の拡充** 最初から全機能をそろえるのではなく、限られた体制から立ち上げ、運用しながら段階的に機能を広げている。また、中核市として周辺市町村を巻き込みながら取り組みを前進させている。既存の取り組みを活かした体制整備の事例として選定
6	福岡県 福岡市	343.5	166.2	設置済み	整備済み	設置済み	**大規模自治体における重層的な体制整備** 政令市として、市・区の重層的な基幹相談支援センター体制や、民間事業所との連携による地域生活支援拠点等の面的整備に取り組んでいる大規模自治体の事例として選定
7	宮城県	7,282.1	220.9	32/35市町村で設置済み	32/35市町村で整備済み	35/35市町村で設置済み	**市町村への伴走型支援** 県職員が市町村へ直接出向き、個別の状況を把握するとともに、市町村・圏域間の情報共有や協議の場づくり、アドバイザーによる伴走支援等に取り組んでいる都道府県支援の事例として選定

2. 各自治体の取り組みに共通するポイント

自治体ヒアリング調査｜各自治体の課題とポイント（1/2）

各自治体の前提条件や課題と、その自治体の取り組みのポイントとなる部分を一覧化しています
（各自治体の基礎状況ページ・まとめページの記載と同一です）

#	自治体	課題・前提	ポイント
1	北海道東川町	人口約0.9万人の小規模自治体で、生活介護や入所施設等、町内では確保できない障害福祉サービスがあり、居宅介護や夜間に支援者のいる宿泊場所も限られている。支援を担う人も限られる中で、必要なサービスや機能を町内の資源だけで確保することが難しい	**町内にあるものを「資源」として広く捉え、足りないものは近隣・圏域で補う** 東川町では、町内の障害福祉サービスや人材だけでは限界があるため、障害福祉以外の構成員や現場職員の力を活かす協議会・勉強会の運営、今ある場・専門性の拠点等の機能への活用、近隣・圏域のネットワークの3つの方向から、地域の支援体制を組み立てている
2	北海道中標津町	相談支援事業所や居住系・訪問系サービス等の地域資源が限られている。また、広い圏域（1市4町）の中で、ケース対応や見学等に長距離移動を要する場面がある	**今ある資源を活かしながら、必要な機能を整える** 既存の委託相談や1市4町の広域連携を土台に、基幹・拠点の機能を整備。基幹は個別相談を通じて地域課題を把握し、行政・事業所と共有。拠点では、コーディネーター機能を複数職員で分担し、一般の賃貸アパート等も活用している。各市町の協議会で地域課題を扱いながら、広域では費用負担や委託等の実務を調整し、振興局・広域アドバイザーも交えて1市4町が話し合える場をつくっている
3	滋賀県高島市	相談支援事業所が少なく、相談支援専門員の専従配置も限られる等、限られた資源で相談支援体制を整備する必要があった	**既存の資源・実践を土台に、制度・体制を段階的に整える** 地域で既に行われていた相談・協議・緊急対応や関係者間のつながりを、基幹・協議会・拠点等の機能として整理し、不足する部分を段階的に補っている。また、行政と民間の「のりしろ」を残し、定期的な協議や振り返りを通じて、地域の実情に合わせて役割や仕組みを見直している
4	宮崎県日向市	1市2町2村で自立支援協議会を共同運営し、基幹相談支援センターも各市町村が同一の法人に委託し、地域生活支援拠点等についても圏域での整備を協議してきたが、地域課題や行政の考え方が市町村ごとに異なり、5市町村での意思決定に時間を要した。唯一の市である日向市に予算立てや調査対応、町村との調整が集中していた	**最初から単独ですべてを整えず、広域で基盤をつくり、地域の実践の蓄積に応じて体制の単位を見直す** まず広域で人材・経験・関係を共有し、実践の蓄積に応じて地域ごとに意思決定できる単位へ再編。分けた後も広域の関係と県の支援を使いながら、体制を見直し続けている

(C) For ALL

自治体ヒアリング調査｜各自治体の課題とポイント（2/2）

（続き）

#	自治体	課題・前提	ポイント
5	長崎県長崎市	人口約39万人の中核市。指定特定相談支援事業所の半数以上が相談支援専門員1人の事業所で、退職・休職が休廃止に直結しやすい。休廃止時に引継ぎ先が見つからない場合は、委託相談支援が利用者の計画相談を一時的に抱え、地域づくり等に充てる時間が削られることがある。県内には人口2〜3万人規模の市町が複数あり、研修・協議の機会を市町単独で確保しにくい地域もある	**完成形を待たず、既存の人材・制度を活かして動き始め、実践を通じて必要な機能や役割を整えていく** 必要な人員や仕組みがすべてそろってから始めるのではなく、既存の職員・委託相談・制度等を活用して、まず実施可能なところから着手。運用する中で見えてきた課題や実際のケースをもとに、市・基幹・委託相談等が役割を調整し、不足する機能を段階的に補っている。さらに、自地域の研修や情報交換の機会を他市町にも開いている
6	福岡県福岡市	人口約166万人・7行政区の政令市で、区ごとに人口や地域資源が異なる。多数の相談支援事業所が存在する中、現場の情報や課題を地域から市全体へつなぐ仕組みが必要。従来は障害種別ごとに相談窓口や行政の所管が分かれ、複合的な課題を持つ人をどこが受けるかが分かりにくかった	**区単位の支援を市全体へつなぐ多層・分担型の体制** 福岡市独自の市基幹が市全体の相談支援体制の強化や区基幹への後方支援を担い、区基幹が地域の総合相談や事業所支援、協議会・地域生活支援拠点等機能の調整を担当。さらに、主任相談支援専門員配置事業所や機能強化型事業所、地域生活支援拠点等の認定事業所等、民間にも地域の中核となる担い手を広げ、重層的な支援体制を整えている。個別支援から見えた地域課題は区・市の協議会へつなぎ、必要に応じて専門部会等で検討し、新規・拡充施策として地域へ還元している
7	宮城県	県内では基幹・拠点等の整備が進んでいる一方、残る未整備自治体では、人材・財源・行政と事業所の認識等、地域ごとに異なる事情が障壁となっており、その事情は県からは把握しにくい。また、設置済み地域についても、実際に必要な機能が発揮されているかが課題	**現場把握を起点とした個別支援と横連携の仕組み** 未設置自治体へ県職員が直接出向き、合同説明と個別面談を通じて地域ごとに異なる「進まない理由」を把握。その状況に応じて、県と専門職・委託事業者が役割を分担しながらアドバイザー等の伴走支援を組み立てている。さらに、基幹相談支援センター連絡会を県の会議体として位置づけ、地域で得られた実践や課題を共有し、支援終了後も地域同士がつながりながら自走できる仕組みを整えている

自治体ヒアリング調査｜7事例のポイント

規模や前提となる条件・環境が異なる7つの自治体の取り組みは、
「資源の活用」「柔軟な連携」「試行と改善」の3つの共通するポイントに集約できます

ヒアリング調査の対象自治体（7自治体）

小規模自治体	一般市	中核市	政令市	都道府県
東川町	日向市	長崎市	福岡市	宮城県
中標津町				
高島市				

各自治体の取り組みに共通するポイント

① 資源の活用
既存の資源を起点に、
必要な機能を組み立てる

- 自自治体に今ある資源を最大限活かす
- 限りある資源を近隣自治体と共有する

② 柔軟な連携
臨機応変な対応が可能となる
協力体制を整える

- 顔の見える関係を築く
- 「のりしろ」のある関係で互いに支え合う

③ 試行と改善
今できることから着手し、
実践と改善を重ねる

- 完成形をいきなり目指さず、できるところから始める
- 一度つくって終わらず、継続的に見直す

自治体ヒアリング調査｜7事例のポイント（1/3）



① 資源の活用：既存の資源を起点に、必要な機能を組み立てる

社会資源や予算がないことを体制整備の進まない理由にするのではなく、地域に既にある取り組みや仕組み、人、事業所等の資源をどう活かせるかという発想で必要な機能を組み立てる

『自自治体に今ある資源を最大限活かす』

- 福岡市：空室のグループホーム等の既存資源を体験の場として活用
- 東川町：既存のサロンスペース（相談支援を担う法人がもともと持つ、厨房や広い空間を備えたスペース）等を地域の活動の場として活用
- 中標津町：一般のアパートを緊急時の住まいや一人暮らし体験の場として活用

『限りある資源を近隣自治体と共有する』

- 長崎市：長崎市と周辺市町で、一緒に参加できる研修・情報交換を実施
- 日向市：近隣自治体で協力して、人材・ノウハウ・施設との関係を培い、地域単位へ再編した後も活用

自治体ヒアリング調査｜7事例のポイント（2/3）



② 柔軟な連携：臨機応変な対応が可能となる協力体制を整える

行政と民間、関係機関、自治体間など、必要な相手と連携して進める。その際、制度上の役割分担だけで完結させるのではなく、日常的に顔の見える関係を築き、役割の間に互いに関われる余白を残す

『顔の見える関係を築く』

- 宮城県：県が市町村・事業所へ直接出向き、地域ごとの課題を把握するとともに、市町村側から県へ継続的に相談できる関係を構築
- 中標津町：個人間の関係性に依存せず、会議やケース対応に加えて地域行事等を通じて行政と民間で恒常的に接点を持つ
- 東川町：勉強会や現場での交流を通じ、支援者同士が互いを知る機会を継続

『「のりしろ」のある関係で互いに支え合う』

- 高島市：官民が一緒に協議しながら役割や仕組みを調整
- 日向市：地域単位を再編したときも、圏域での連携で築いた関係や支援を切らない
- 中標津町：行政が受託事業所と、困難事例の検討や緊急時の現場同行等、同じ本人の生活を支える立場として共に動く

自治体ヒアリング調査｜7事例のポイント（3/3）



③ 試行と改善：今できることから着手し、実践と改善を重ねる

最初から完成形を実現しようとするのではなく、まずは実行可能なところから始めていく。制度や組織を固定的なものとして捉えず、試行と改善を重ねながら、その地域に合った仕組みを見直し続ける

『完成形をいきなり目指さず、できるところから始める』

- 長崎市：基幹を週2日程度の運営から試行的にスタートし、段階的に機能を拡充
- 高島市：相談・緊急対応等、地域ですでにできているものを先に拠点等の機能として整備し、不足機能は後から補強
- 宮城県：県が市町村に出向いて困りごとを聞き取り、状況に応じた次の一歩から基幹・拠点等・協議会の設置・整備につなげる

『一度つくって終わらず、継続的に見直す』

- 福岡市：課題ごとに有期限の専門部会を設置し、提言等のゴールを達成したら解散・休止する。会議体を残すこと自体を目的とせず、必要なテーマを必要な期間だけ集中的に検討する
- 日向市：広域体制を、市町村ごとの状況に応じて再編

3. 各自治体の取り組みの詳細

北海道東川町

北海道東川町｜前提となる基礎状況

人口	面積	圏域	相談支援体制	指定特定・障害児相談支援事業所	相談支援専門員	セルフプラン率（障害者総合支援法分・児童福祉法分）
約0.9万人	約247.3㎢	上川中部圏域（1市9町）		1事業所	5名	1.3%・0%

地域の前提条件・課題：人口約0.9万人の小規模自治体で、生活介護や入所施設等、町内では確保できない障害福祉サービスがあり、居宅介護や夜間に支援者のいる宿泊場所も限られている。支援を担う人も限られる中で、必要なサービスや機能を町内の資源だけで確保することが難しい

ポイント：町内にあるものを「資源」として広く捉え、足りないものは近隣・圏域で補う
東川町では、町内の障害福祉サービスや人材だけでは限界があるため、障害福祉以外の構成員や現場職員の力を活かす協議会・勉強会の運営、今ある場・専門性の拠点等の機能への活用、近隣・圏域のネットワークの3つの方向から、地域の支援体制を組み立てている

基幹相談支援センター

設置済み

- 東川町と東神楽町が、ここりん相談室へ基幹相談支援センター機能を委託し、2町の機能を担当
- ここりん相談室は、指定特定相談支援と委託相談も実施し、相談支援専門員5名で対応
- 相談に加え、法人のサロン部門等が持つ人の集まる場や生活体験の場も組み合わせて活用
- 東川町とここりん相談室が日常的に顔を合わせ、互いの事情と役割を理解しながら具体的な課題を検討
- 相談窓口の周知と、特定の担当者に依存せず役割・知識を広げることが今後の課題

地域生活支援拠点等

整備済み

- 平成30年、地域生活支援拠点等を一つの施設に集約しない面的整備として位置づけ
- 相談、体制づくり、専門性、緊急時対応、体験機会の5機能を東川町、ここりん相談室、既存の事業所・地域資源の組合せで確保
- サロンスペースを緊急時の滞在や災害時の宿泊、一人暮らしに向けた生活体験に活用し、実際に夜まで滞在した事例にも対応
- 自法人の強度行動障害・自閉症に関する研修も実施
- 緊急時の宿泊場所と夜間支援者の双方の確保、平時からの緩やかなつながりづくりが今後の課題

自立支援協議会

設置済み

- 平成18年に設置し、当初の障害福祉計画策定中心から、地域の具体的課題を扱う場へ展開
- 全体会は約25名で、福祉事業所、民生委員、教育、養護学校、診療所、当事者団体等が参加
- 年度当初等に、会議の目的と地域の誰の生活を考える場かを構成員と繰り返し確認
- 退院後に町へ戻った本人の事例を検討し、地域生活へ戻った後は本人から実際の暮らしを共有
- 実際の人や場を共通のテーマとし、制度の説明にとどまらない具体的な協議を継続

北海道東川町｜体制整備プロセス

協議会設置期

1 平成18年

自立支援協議会を設置

平成18年に協議会を設置し、当初は障害福祉計画の策定を中心に扱った

具体化・展開期

2

協議会を、地域の具体的な課題を扱う場へ展開

計画策定中心の運営から、個別事例や事業所見学など、実際の人や場を扱う運営へ徐々に広げた

3

官民が日常的に顔を合わせる関係づくり

町とここりん相談室が会議時に限らず直接会い、互いの事情と役割への理解を重ねた

設置・整備期

4 平成25年4月

基幹相談支援センターを設置

東川町と東神楽町が、ここりん相談室へ基幹相談支援センター機能を委託し、2町の機能を担当

5 平成30年

地域生活支援拠点等を面的に整備

町・ここりん相談室・既存事業所等で5機能を担う形として位置づけた

継続・定着期

6 現在

地域内外のつながりを活かした運用

既存資源と近隣・圏域のネットワークを組み合わせた取り組みを継続

東川町の具体的な取り組み

- ①個別事例と現場を共通言語にした協議会運営
- ②今ある場・専門性を拠点等の機能として活用する
- ③町内にない資源を近隣・圏域のネットワークで補う
- ④勉強会による現場職員の横のつながりづくり

北海道東川町｜取り組み

よくある悩み・・・ 制度や地域課題を会議室で説明するだけでは、幅広い構成員の共通理解や、地域資源の実像の把握につながりにくい

東川町では・・・

①個別事例と現場を共通言語にした協議会運営

個別事例を地域全体の問いに置き換える（全体会）

- 自立支援協議会は平成18年に設置。全体会は約25名で、障害福祉事業所に加え、民生委員、教育、養護学校、診療所、当事者団体等、障害福祉との接点の少ない構成員も参加している
- こうした構成員には、基幹、協議会、地域生活支援拠点等の制度の言葉だけでは「自分と何が関係するのか」が分かりにくい。年度当初等に「何のために集まり、地域の誰の生活を考える場か」を繰り返し確認した上で、実際のケースを協議会のテーマに設定している
- 退院後に町へ戻りたい本人のケースでは、「戻れるか否か」を専門職だけで判断せず、「この人が町で暮らすために、自分たちに何ができるか」をグループに分かれて検討。地域生活へ戻った後は本人が全体会で町での暮らしを語り、構成員が地域生活の実際を具体的に捉える機会とした
- 福祉事業所側も各事業所内で支援が完結しがちなため、個別事例を地域全体で考える入口としている

現場に足を運び、地域資源を知る（実務者会議）

- 制度やサービスの説明を会議室で聞くだけでは分からないため、実務者会議で東川町・東神楽町の事業所や養護学校を実際に見学
- 設備や制度上の機能だけでなく、そこで働く職員、利用者、場の雰囲気を直接知ることを大事にしている
- 見学を通じ、行政職員も各事業所ができることや現場で抱える苦労を具体的に理解。協議会の議論が、机上の制度論から実際の地域資源を踏まえた内容へ変化
- こうした運営を重ね、協議会は「制度を整備する会議」から、「この町で暮らすとはどういうことか」を関係者が一緒に考える場へと変化

北海道東川町｜取り組み

よくある悩み・・・ 緊急時の受入れや体験の場となる施設が町内になく、拠点等の機能を確保しにくい

東川町では・・・

②今ある場・専門性を拠点等の機能として活用する

今ある場を緊急時の滞在に活用

- ここりん相談室のサロンスペースに布団を備え、帰宅が難しい場合の滞在に活用。実際に夜まで滞在したケースや、災害時に福祉避難所として宿泊した人もいる
- 制度上の「緊急受入れ施設」を新設してから始めたのではなく、今ある場所でできることを先に積み上げてきた
- 一方で、ここりん相談室以外に夜間も人のいる宿泊場所は少なく、泊まれる場所と夜間に支援できる人の双方の確保が今後の課題

体験機会と専門性も既存の資源で担う

- 厨房や広いスペースもあるため、一人暮らしを希望する人と調理をするなど、生活体験の場としても活用
- 自法人が行う強度行動障害・自閉症に関する研修を通じて、自法人が持つ専門性を町内の支援者へ還元し、拠点の専門的人材の機能の一部と捉えている

よくある悩み・・・ 町内だけでは確保できないサービスや機能があり、町内で対応が完結しない

東川町では・・・

③町内にない資源を近隣・圏域のネットワークで補う

2町が同じ事業所に基幹相談支援センター機能を委託

- 東川町と東神楽町の双方がここりん相談室へ基幹相談支援センター機能を委託し、相談支援専門員5名で2町を担当
- 「小さな町だけで全部やる」という発想を持たず、町内にないものは近隣や圏域から借り、自分たちができることは地域へ返している

町内にないサービスは近隣・圏域と組み合わせる

- 生活介護や入所施設など町内にないサービスは、旭川市や東神楽町等の近隣資源、訪問看護、圏域のネットワークを組み合わせて対応することを前提としている
- 町内で解決できない場合は、上川圏域や北海道全体の相談支援ネットワークも活用する

北海道東川町｜取り組み

よくある悩み・・・ 研修が管理者中心となり、日々利用者と関わる支援者同士がつながりにくい

東川町では・・・

④勉強会による現場職員の横のつながりづくり

現場職員を対象に約3か月ごとに勉強会を開催

- ここりん相談室で、現場職員を対象とする「東川町勉強会」を約3か月に1回開催。管理者やサービス管理責任者だけでなく、日々利用者と関わる支援者が参加
- 一方向に知識を教える研修ではなく、地域の支援者が横につながる場として運営
- 行政職員も、事業所見学や勉強会を通じて、各事業所ができることや現場で抱える苦労を具体的に理解

事業所のニーズからテーマを設定

- 内容は事例検討、近況共有、感染症・災害等のBCP研修。テーマは事業所側のニーズも聞いて決め、現場で必要とされる学びを扱う
- 見学や勉強会を重ねる中で、地域の支援者同士が互いの得意分野や役割を知り、困ったときに声をかけやすくなっている

～都道府県のサービス・支援の活用～

北海道の地域づくりコーディネーターが配置されている圏域の支援機関の研修に参加し、情報交換を行っている。町職員も振興局に相談できる相手を持ち、町内だけで抱え込まず、圏域の知見や相談先を活用している

北海道東川町｜まとめ

ポイント

町内にあるものを「資源」として広く捉え、足りないものは近隣・圏域で補う
東川町では、町内の障害福祉サービスや人材だけでは限界があるため、障害福祉以外の構成員や現場職員の力を活かす協議会・勉強会の運営、今ある場・専門性の拠点等の機能への活用、近隣・圏域のネットワークの3つの方向から、地域の支援体制を組み立てている

1. **地域の多様な人の力を活かす**
   制度の説明ではなく、地域で暮らす本人の事例や実際の現場を共通の題材にすることで、民生委員や教育、診療所など障害福祉との接点が少ない構成員も「この人が町で暮らすために、自分たちに何ができるか」を考えられるようになる。現場職員同士も勉強会で横につながり、困ったときに声をかけ合える関係をつくる
2. **今ある場・専門性を、必要な機能として活かす**
   専用の緊急受入れ施設を新設してから始めるのではなく、サロンに布団を備えて緊急時の滞在に、厨房を一人暮らしの体験に使うなど、本来その目的で作られていない場を拠点等の機能に読み替え、今ある場所でできることから積み上げる。法人が持つ研修も町内の支援者に開き、専門性の機能とする
3. **町内にない資源は、近隣・圏域と組み合わせる**
   「小さな町だけで全部やる」という発想を持たず、2町が同じ事業所に基幹相談支援センター機能を委託する、町内にないサービスは近隣の資源や圏域のネットワークと組み合わせるなど、町内にないものは近隣や圏域から借り、自分たちができることは地域へ返す

今後に向けて

今後は、緊急時の宿泊場所と夜間支援者の双方の確保、相談窓口の住民への周知を進めることが課題。資源の範囲を広げても、夜間に支援できる人がいなければ緊急時の受入れは成立しない。あわせて、特定の担当者の先導や取り組みに偏らないよう、今後、協議会、実務者会議、勉強会等を通じて役割と知識を広げ、人材育成にも取り組み、次世代になっても継続できる支援体制を目指す

東川町からのメッセージ

私たち自身、「一人で抱え込まないこと」を大切にしてきました。町内にないものについては、近隣自治体や圏域のネットワークに助けてもらいながら、反対に自分たちができることは地域へ返していく。小さな町の中だけですべてを担うのではなく、周囲とつながることで進められることがあると感じています。
また、制度やサービスを会議室で説明するだけでなく、実際の人や場を一緒に見ることも大切にしてきました。個別のケースを共通言語にし、事業所見学や勉強会を重ねる中で、互いの得意分野や役割が分かり、困ったときにも声をかけやすくなってきたと感じています。

北海道中標津町

北海道中標津町・根室圏域｜前提となる基礎状況

人口	面積	圏域
約2.2万人 ※圏域計 約6.6万人	**約684.9㎢** ※圏域計 約3,500㎢ （北方領土を除く）	**根室圏域（1市4町）** 根室市・別海町・中標津町・標津町・羅臼町

相談支援体制	指定特定・障害児相談支援事業所	相談支援専門員	セルフプラン率 （障害者総合支援法分・児童福祉法分）
	1事業所	5名	1.7%・0%

地域の前提条件・課題：相談支援事業所や居住系・訪問系サービス等の地域資源が限られている。また、広い圏域（1市4町）の中で、ケース対応や見学等に長距離移動を要する場面がある

ポイント：今ある資源を活かしながら、必要な機能を整える
既存の委託相談や1市4町の広域連携を土台に、基幹・拠点の機能を整備。基幹は個別相談を通じて地域課題を把握し、行政・事業所と共有。拠点では、コーディネーター機能を複数職員で分担し、一般の賃貸アパート等も活用している。各市町の協議会で地域課題を扱いながら、広域では費用負担や委託等の実務を調整し、振興局・広域アドバイザーも交えて1市4町が話し合える場をつくっている

基幹相談支援センター

設置済み

- 1市4町が共同で「根室圏域障がい者総合相談支援センター あくせす根室」へ委託
- 基幹の設置前から、委託相談として計画相談の対象にならない相談も含め幅広く対応。少人数で困難ケースへ直接あたる中で、支援先や住まいの不足により、相談対応だけでは解決に至らないケースを把握
- その実践を土台として、基幹を1市4町で共同設置
- 相談支援事業所が限られるため、「地域の相談支援事業所への後方支援」に限定せず、ケースによっては直接関与

地域生活支援拠点等

整備済み

- 基幹とあわせて1市4町で共同整備。市町村ごとに専従職員・緊急受入れ機能を持つのではなく、圏域全体で機能を確保
- 拠点コーディネーターは「専従1名」を置かず、1名分の配置機能を複数職員で分担（計画相談等と兼務）。一人を一か所へ固定せず、場所・ケースに応じて複数人が動ける仕組みに
- 体験・緊急時の住まいとして、受託法人が一般アパートを契約。家賃・光熱費は行政が委託費に含め、家電も用意
- このアパートを一人暮らしの生活体験、突然住まいを失った人の一時的な居所、精神科病院退院後の移行先等に、「体験」「緊急」と用途を厳密に分けず柔軟に活用

自立支援協議会

設置済み

- 各市町の協議会は平成17～18年頃からそれぞれ設置
- 基幹・拠点は1市4町で広域化する一方、協議会は広域一本化せず、「地域ごとの課題は地域で考える」構造を残す
- 圏域課題は、北海道障害者条例に基づく地域づくり委員会等でも扱う
- 各市町の協議会・圏域・基幹の接続の整理に加え、「設置連絡協議会」の活用も今後の論点。自治体主導の「設置連絡協議会」は開催ができていないが、現状は年1～2回、基幹相談と1市4町の担当者が集まり事業実績等を確認しており、今後、圏域課題や方向性を対面で意見交換する場としてどう機能させていくかが課題

北海道中標津町・根室圏域｜体制整備プロセス

地域ごとの相談・協議の形成

1 平成17～18年頃

各市町で自立支援協議会を設置

地域ごとの課題は地域で検討する仕組みを形成。広域化後も市町単位の協議会は残す

2

地域全体で支える仕組みが必要に

単独事業所だけでは解決できないケースへの対応を通じ、相談支援体制に厚みを持たせ、地域全体で支える仕組みが必要との認識へ

既存相談実践から広域体制へ

3

１市４町で基幹・拠点を共同整備

既存の委託相談の実践を土台に、基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等を1市4町で共同整備

4

共同整備に伴う費用・契約・実務を調整

費用負担、委託契約、業務実績の整理、精算・監査への対応など、各自治体が納得できる形の調整を重ねる

地域資源を組み替えた機能強化

5

専従者・専用の施設を前提としない、地域の実情に応じた拠点運用

コーディネーター機能を複数職員で分担。一般アパートを生活体験・緊急時の住まいに活用

中標津町の具体的な取り組み	①既存の委託相談を土台に、広域で必要な機能を確保	②行政と受託事業所で役割を切り分けすぎずに連携する	③限られた人材・サービスを、関係機関のネットワークで補い合う	④地域にある人・物を活かし、必要な機能を確保する

北海道中標津町・根室圏域｜取り組み

よくある悩み・・・ 小規模自治体では、専門職や障害福祉サービス、緊急時の受入れ機能等を単独で確保しにくい場合がある

中標津町・根室圏域では・・・

①既存の委託相談を土台に、広域で必要な機能を確保

日々の相談支援で見えた課題を、広域の体制整備につなげる

- 基幹相談支援センター設置以前から、委託相談として幅広い相談を受けていた
- 少人数でさまざまな事例へ直接支援する中で、住まいや支援先が足りず、相談対応だけでは解決に至らないケースを経験
- その経験から、相談支援そのものの厚みと、地域全体で支える仕組みが必要だという認識へつながった
- 既存の委託相談実践を土台に、1市4町で基幹・拠点を共同整備

専従職員や緊急受入れ体制を、市町村単独ではなく圏域全体で確保する

- 市町村ごとに専従職員・緊急受入れ機能等を整えるのではなく、圏域全体で必要な機能を確保
- 地域の相談支援事業所が限られるため、基幹が地域の相談支援事業所への後方支援だけを担うのではなく、個別ケースにも直接関わり、関係機関との調整や地域課題の共有、不足資源や地域課題の把握も行っている

費用負担・委託契約・実績管理等、広域連携に必要な実務も自治体間で調整

- 「1市4町で一緒にやる」と合意するだけではなく、費用負担、委託契約、業務実績の整理、精算・監査への対応など制度的な調整が必要。人口・相談件数等も踏まえ、自治体間で調整が行われた
- 市町村と事業所だけでは話しにくい場面では、北海道振興局や広域アドバイザーも加わり、1市4町で体制整備について検討する機会を設けた

北海道中標津町・根室圏域｜取り組み

よくある悩み・・・ 行政と受託事業所がどのように連携を継続するかがわからない

中標津町・根室圏域では・・・

② 行政と受託事業所で役割を切り分けすぎずに連携する

委託後も行政がケースから離れず、一緒に動く

- 行政は委託後にすべて事業所へ任せるのではなく、事業所と共に検討を行う
- 緊急時には行政職員が現場へ同行し、宿泊対応を一緒に行った事例もある
- 「委託する側／される側」という関係に留まらず、「本人の生活をどう支えるか」という共通目的で同じチームとして動く

職員の異動も前提に、組織同士の関係を構築する

- 行政職員には異動があるため、特定の担当者だけに関係が依存すると切れてしまう
- あくせす根室は役場へ日常的に顔を出すほか、地域行事等でも接点を持っている。担当者の異動があっても、組織同士のつながりとして関係が継続している

よくある悩み・・・ 相談支援事業所や専門職が少ないなか、一つの事業所だけでケースを抱えこみ、支援が行き詰まる

中標津町・根室圏域では・・・

③限られた人材・サービスを、関係機関のネットワークで補い合う

困難ケース等を一事業所で抱え込まない

- 相談支援ネットワーク会議を年2〜3回程度開催し、事業所間でケースの移管・困難事例・役割分担を共有
- 事業所数が少ないからこそ、一つの事業所で抱え込まず、相談支援専門員同士で補完する必要がある

特別支援学校とも早い段階から情報共有し、卒業後の支援につなげる

- 卒業後の進路・就労選択支援・成人サービスへの移行を、支援学校と早い段階からすり合わせ
- 相談支援事業所間でケース移管や役割分担を話し合い、特別支援学校とも連携しながら、圏域内で必要な相談支援につなげている

北海道中標津町・根室圏域｜取り組み

よくある悩み・・・ 小規模自治体では、専従の職員や、体験・緊急受入れのための専用の施設を新たに確保することが難しい

中標津町・根室圏域では・・・

④地域にある人・物を活かし、必要な機能を確保する

コーディネーター機能を、複数職員で分担

- 圏域が広く、コーディネーターとして一人を固定すると動きにくいため、 専従1名ではなく、1名分の配置機能を複数職員で分担し、場所やケースに応じて対応できる体制としている

一般の賃貸アパートを、体験・緊急時の住まいに

- 受託法人が一般の賃貸アパートを契約し、生活体験・緊急時・退院後の移行等の住まいとして活用。行政が家賃・光熱費を委託費に含め、家電も用意
- 生活体験・一時的な居所・退院後の移行先に、「体験」「緊急」と用途を分けず柔軟に活用

～都道府県のサービス・支援の活用～

北海道振興局が間に入り、市町の担当者とあくせす根室が、1市4町で基幹・拠点を整備する進め方を話し合う場を設定。あくせす根室は、以前から北海道の地域づくりコーディネーターとして圏域の地域づくりを担っており、その役割・ネットワークを活かしながら、1市4町から受託する基幹相談支援センター業務や拠点整備を一体的に推進。市町だけで調整するのではなく、北海道振興局や地域づくりコーディネーターが間に入り、各自治体が広域整備について話し合える場を形成した

北海道中標津町・根室圏域｜まとめ

ポイント

今ある資源を活かしながら、必要な機能を整える

既存の委託相談や1市4町の広域連携を土台に、基幹・拠点の機能を整備。基幹は個別相談を通じて地域課題を把握し、行政・事業所と共有。拠点では、コーディネーター機能を複数職員で分担し、一般の賃貸アパート等も活用している。各市町の協議会で地域課題を扱いながら、広域では費用負担や委託等の実務を調整し、振興局・広域アドバイザーも交えて1市4町が話し合える場をつくっている

1. **限られた地域資源の中で、必要な機能をどのように確保するかを考える**
   専従職員や専用施設をまず用意しようとするのではなく、どのような機能が必要か、今ある人・物で何を担えるか、単独で難しければどこまで広域で共有できるかを考える。根室圏域では、1名分のコーディネーター機能を複数職員で分担するなど、制度上の役割を地域の実情に合わせて実装している
2. **委託元／委託先の役割を切り分けすぎず、共通の目的のもとで動く**
   役割分担を前提としつつ、困難ケースでは行政と受託事業所が一緒に検討・対応するなど、本人の生活を支えるという共通の目的のもとで連携する
3. **広域化後も、費用負担・契約・実績管理等を継続的に調整する仕組みを持つ**
   複数自治体での共同整備では、費用負担、委託契約、業務実績の整理、精算・実地指導への対応など制度的な調整も行う。また、整備を進める段階では、振興局・広域アドバイザー等の第三者を入れて各自治体が発言できる場をつくり、整備後も方向性について協議・意見交換を続ける

今後に向けて

強度行動障害のある人が地域で体験できる場・通所先の確保、訪問系・児童分野を含む既存サービスの維持、人材確保が課題。人材や事業所が限られるため、一人の退職や一事業所の休廃止が地域全体に与える影響が大きくなりやすい。今後、役割共有や人材育成を進め、継続的に機能を担える体制維持が課題。また、設置連絡協議会については、圏域課題や今後の方向性を意見交換する機会をどう確保するかという点も今後の論点

中標津町・根室圏域からのメッセージ

相談支援を通じて見えてきた地域の困りごとや不足している資源を、各サービス提供事業所や行政と共有することで、「この地域にはこういうニーズがある」「次はこの機能を担ってみよう」と、新たな事業展開につながることがあります。また、行政職員の異動も、障害分野を知る職員が庁内のさまざまな部署に増えていく機会と捉えれば、地域全体のネットワークを少しずつ広げていくことができます。一方で、今は人手不足や次の担い手不足が深刻で、新しいことを始める以前に、今ある事業やサービスをどう地域全体で維持していくかが大きな課題です。だからこそ、「これは介護の仕事」「これは障害分野の仕事」「これは行政」「これは相談支援」と制度や担当の境界にとらわれすぎず、本人にとってのゴールを共有しながら、関係者が同じ方向を向いて支援することが大切だと感じています。

滋賀県高島市

滋賀県高島市｜前提となる基礎状況

人口	面積	圏域
約4.4万人	約693.1㎢	高島市のみ（1市1福祉圏域）

相談支援体制	指定特定・障害児相談支援事業所	相談支援専門員	セルフプラン率（障害者総合支援法分・児童福祉法分）
	8事業所	17名	12.7%・15.7%

地域の前提条件・課題：相談支援事業所が少なく、相談支援専門員の専従配置も限られる等、限られた資源で相談支援体制を整備する必要があった

ポイント：既存の資源・実践を土台に、制度・体制を段階的に整える
地域で既に行われていた相談・協議・緊急対応や関係者間のつながりを、基幹・協議会・拠点等の機能として整理し、不足する部分を段階的に補っている。また、行政と民間の「のりしろ」を残し、定期的な協議や振り返りを通じて、地域の実情に合わせて役割や仕組みを見直している

基幹相談支援センター

設置済み

- 市内複数法人と行政で協議し、障害種別ごとに複数法人が担っていた委託相談を再編・一本化。平成24年4月にコンパスを設置
- その後、それまで担ってきた総合相談・協議会運営・地域の相談支援体制づくり等を整理し、平成27年度から基幹相談支援センターとして明確に位置づけ
- 委託相談・基幹業務・協議会運営に加え、市・県の専門的支援事業（高次脳機能障害の圏域ネットワーク関係の事業等）を複数受託し、相談支援機能を複合的に担う
- 運営協議会を年2回開催。令和8年度からは市が設置主体・事務局を担い、コンパスの適正な運営や必要な機能等を検証。行政と業務の「のりしろ」を持ち、虐待対応等で協働

地域生活支援拠点等

整備済み

- 滋賀県では、制度化以前からの生活支援センター等の既存機能を確認した上で、拠点等として位置づけ、評価・強化していく考え方を共有
- 従来から行ってきた相談・緊急対応等の実践を、地域生活支援拠点等の機能として整理。市ガイドライン（令和2年1月作成、令和6年1月改定）に機能・手順を明記
- 独自の評価表を作成し、機能の発揮状況を継続的に確認
- 専従の拠点コーディネーターは配置せず、緊急時はコンパスが中心に関係者・行政を招集し、対応方針を協議
- 今後は、地域移行・人材育成・地域づくりの強化、拠点コーディネーター専従配置の要否についての検討が必要

自立支援協議会

設置済み

- 平成15～16年頃のサービス調整会議を前身に、 4つの専門部会、市内約70の関係機関が参画。平成17年の合併後は市全体の仕組みとして協議を継続
- コンパスが事務局機能の中心。運営会議は高島市障がい福祉課・働き・暮らし応援センター・児童発達支援センター等と共同運営
- 定例会は2か月に1回、50人弱が参加。グループワーク等で「地域で一緒に進める」機運を形成
- 各部会に市職員が継続参画し、地域全体の課題を協議。毎年度、市と次年度運営の振り返りを実施
- 今後は当事者・家族の声の反映や、産業・まちづくり等への連携を行う

滋賀県高島市｜体制整備プロセス

土台形成

1 平成15〜16年頃
サービス調整会議で地域課題の協議を開始

市町村・三障害の相談機関・社協・県事務所等が参加

2 平成17年
市町村合併後も高島市全体で協議を継続

一市一福祉圏域として、地域の相談支援体制を検討

相談支援体制の再編

3 平成24年4月
コンパス設置 三障害の委託相談を一本化

障害種別を問わないワンストップ相談へ

4 平成24年頃〜
計画相談拡大で地域の役割を再調整

旧委託法人等へ指定特定を依頼し、相談支援体制を再構築

制度化・改善

5 平成24〜27年頃
委託相談と基幹の役割を整理・体制補強

有資格専門職の外部採用・既存職員の資格取得も実施

制度化・改善

6 平成27年度
基幹相談支援センターとして明確化

既に担っていた機能を基幹として制度上位置づけ

その後も「既存実践を制度上の機能として整理し、評価・改善する」流れへ

7 令和2年
既存実践を拠点機能として制度化・改善

従来の相談・緊急対応等を拠点の5機能として整理

8 令和6年
運営協議会を評価・改善の場へ発展

設立当初は公平・中立性の確認を重視。現在は適正運営や不足する機能等を確認する場へ

9 現在
三要素を日常の相談支援と接続

運用を続けながら次の課題へ

高島市の具体的な取り組み

- ①既存の資源・実践を活かし、行政とともに体制を構築
- ②「のりしろ」を残す協働
- ③行政が協議の過程に参加
- ④既存実践を拠点機能として整理

滋賀県高島市｜取り組み

よくある悩み・・・ **限られた人員・資源の中で体制を整える必要がある**
また、制度変更や役割分担の見直しに伴い、関係機関間の調整が必要になる

高島市では・・・

①既存の資源・実践を活かし、行政とともに体制を構築

地域にあった実践を、基幹の機能として制度化

- 新たな制度・体制を一から作ったというより、今まで地域で積み上げてきた相談・協議の実践を、基幹相談支援センター等の機能として再整理してきた
  - 高島地域では、平成15～16年頃から、現在の自立支援協議会の前身となるサービス調整会議をつくる動きが始まっており、当時は市町村、身体・知的・精神の各分野の相談支援機関、社会福祉協議会等が関わり、県事務所からも支援を受けながら協議を進めた
- 平成24年4月にコンパスを設置。設置にあたっては、市内の複数法人が協議し、障害種別ごとに分かれていた相談を一本化

課題や認識の違いが生じた際は、話し合いながら役割・運営方法を見直す

- 委託相談を一本化したタイミングで、計画相談の規模が拡大。旧委託法人等へ指定特定相談支援を改めて依頼する必要が生じ、運用をめぐって認識の違いや調整が生じたが、管理者・法人レベルで話し合い、委託相談と計画相談の役割を確認しながら体制を再構築
- また、市とコンパスでは、設立当初から毎年度、次年度の運営に向けた振り返り・協議の場を設置
  - 協議会の司会・記録の役割分担、部会の運営方法、当年度に生じた課題や翌年度に修正する点等を確認し、共同事務局として改善を重ねている
- 行政の人事異動があっても、コンパスの専門性を活かして支援が途切れないよう連携。コンパス側の体制が変わる時は市が歩み合うなど、「お互い様」の関係で取り組みを継続

運営協議会の評価の仕組みも、現状に合わせて更新

- コンパス設立時は、複数法人の相談機能を一法人へ統合したことから、公平性・中立性を担保する観点で、他法人等による確認の場として運営協議会が設置されていた
- 令和8年度からは委託元である市が設置主体・事務局を担い、コンパスの適正運営や基幹相談支援センターとしての機能を確認するとともに、不足する機能や地域課題を踏まえ、地域全体として必要な役割・体制を検証する場として継続。自立支援協議会と機能が重なる部分もあるが、双方の場を通じて地域の相談支援体制を確認・評価している

滋賀県高島市｜取り組み

よくある悩み・・・ 委託元と委託先とで業務を分けた結果、ケースに応じた柔軟な動きが取りにくくなってしまう

高島市では・・・

②「のりしろ」を残す協働

責任主体は明確にしつつ、実務では協力の余地を残す

- 「行政の仕事」「基幹の仕事」と完全に分けず、制度上の責任主体は確認しつつ、実務では互いに協力できる『のりしろ』を持つ例：虐待防止センター機能については、市が行政責任として担うべき機能を明確にした。一方で、コンパスも通報受理やコアメンバー会議への参加、聞き取り等に協力し、役割を切り離し過ぎずに共同して対応している
- 困難ケースでも固定ルールではなく、一件一件「市が動く部分／コンパスが動く部分」を調整している

委託側・受託側が対等に、責任と役割を共有

- 互いの専門性と責任を尊重しながら、委託側・受託側が対等な関係で役割を確認することが重要
- 高島市では、市は住民からの相談に対応し、必要に応じてコンパスと協働している。この責任と役割の共有が連携の基盤になっている

よくある悩み・・・ 議論の背景が共有されていないため、行政との調整に時間がかかる

高島市では・・・

③行政が協議の過程に参加

市職員が各部会に継続参画し、検討過程を共有

- 市職員は協議会の各部会にも継続的に参画。現場からの提言を結果として受け取るだけでなく、国施策や障害者計画を進める行政の視点を持ちながら、課題認識や検討過程を共有している

背景を共有しているため、次の行動につなげやすい

- 行政も検討経過を共有しているため、提案の背景を理解した上で庁内調整や次の対応につなげやすい
- 提案を単なる要望と捉えるのではなく、「地域全体の課題」として一緒に対応を考え、行政も議論の背景・経過を共有した上で、庁内調整やその後の運営改善につなげる

滋賀県高島市｜取り組み

よくある悩み・・・ 既存の取り組みがあっても、「すべての機能が十分でなければ整備済みとは言えない」と捉えると、整備状況を整理しにくい

高島市では・・・

④既存実践を拠点機能として整理

既存の実践を、拠点等の仕組みとして整理

- 従来から地域で行ってきた相談・緊急対応等の実践を、地域生活支援拠点等の仕組みとして整理
  - 「全機能が十分でなければ整備済みではない」と考えるのではなく、まず既存機能を可視化し、不足部分を段階的に補う

現状は専従コーディネーターを置かず、コンパスと既存ネットワークの中で調整機能を担う

- 拠点コーディネーターの専従配置は行っていない一方、緊急時にはコンパスが中心となって関係する支援者や行政へ連絡し、必要な関係者が集まって対応方針を協議するなど、基幹相談支援センターと地域の既存のネットワークの中でコーディネート機能を担っている

ガイドラインと評価表で、機能を継続的に確認

- 市のガイドラインを作成し、拠点等の5つの機能や相談・緊急時対応の手順等を整理。また、独自の評価表も作成し、機能が十分に発揮できているかを継続的に確認している

～都道府県のサービス・支援の活用～

滋賀県相談支援体制整備アドバイザーが高島市へ複数回訪問し、地域にある機能を地域生活支援拠点等として位置づけ、評価・強化を続ける考え方を共有。コンパスは、県の専門的支援・ネットワーク形成・人材育成等の事業も受託し、市の委託事業とあわせて地域の相談支援機能を担っている

滋賀県高島市｜まとめ

ポイント

既存の資源・実践を土台に、制度・体制を段階的に整える
地域で既に行われていた相談・協議・緊急対応や関係者間のつながりを、基幹・協議会・拠点等の機能として整理し、不足する部分を段階的に補っている。また、行政と民間の「のりしろ」を残し、定期的な協議や振り返りを通じて、地域の実情に合わせて役割や仕組みを見直している

1. **今ある実践・関係性を確認し、制度上の機能として整理する**
   新たに一から体制をつくるだけでなく、地域で既に行われている相談・協議・緊急対応等を確認し、制度上の機能として位置づけ、不足する部分を段階的に整えていく
2. **役割を切り分けすぎず、「のりしろ」を残す**
   行政と民間の責任・役割は確認しつつ、実務まで完全に線引きしない。個別ケースや地域課題に応じて互いに補い合える余白を持つことで、困った時に一緒に動ける関係につながる
3. **課題や認識の違いが生じた際に、改めて話し合える仕組みを持つ**
   制度変更や担当者の交代、運営上の課題等に応じて、定期的な振り返りの場で役割や運営方法を見直していく

今後に向けて

当事者・家族の声を協議会へ反映する仕組みづくり、地域移行・人材育成・地域づくり等の拠点機能、必要に応じたコーディネート機能強化が課題。限られた人材の中で取り組みを継続するとともに、今後は産業・まちづくり等にも連携を広げ、障害のある人が地域に自然に参加できる地域づくりを目指す

高島市からのメッセージ

目に見える成果だけでなく、関係者が継続して顔を合わせ、互いの考えを知り、困った時に相談し合える関係を育てること自体が、協議会の醍醐味ではないかと考えます。
仕組みとして役割や線引きを明確にすることも必要ですが、あえて少し「のりしろ」を残しておくことで、困ったときには助けてもらえる。そして、自分たちも誰かが困ったときには助けになりたい。そうした思いを持って支え合える関係をつくっていくことが、地域づくりにつながっていくのだと思います。
これからも、みんなで地域をつくっていくことの価値を伝えながら、こうしたつながりを継続して育てていきたいと思います。

宮崎県日向市

宮崎県日向市｜前提となる基礎状況

人口	面積	圏域
約5.7万人	約336.9km²	日向入郷圏域（1市2町2村）

相談支援体制	指定特定・障害児相談支援事業所	相談支援専門員	セルフプラン率（障害者総合支援法分・児童福祉法分）
	8事業所	17人	0%・0%

地域の前提条件・課題：1市2町2村で自立支援協議会を共同運営し、基幹相談支援センターも各市町村が同一の法人に委託し、地域生活支援拠点等についても圏域での整備を協議してきたが、地域課題や行政の考え方が市町村ごとに異なり、5市町村での意思決定に時間を要した。唯一の市である日向市に予算立てや調査対応、町村との調整が集中していた

ポイント：最初から単独ですべてを整えず、広域で基盤をつくり、地域の実践の蓄積に応じて体制の単位を見直す
まず広域で人材・経験・関係を共有し、実践の蓄積に応じて地域ごとに意思決定できる単位へ再編。分けた後も広域の関係と県の支援を使いながら、体制を見直し続けている

基幹相談支援センター

設置済み

- 令和2年度から、日向市・門川町・美郷町・諸塚村・椎葉村の5市町村がいずれも同一の法人に委託
- 委託先は5市町村とも同一の法人で、相談支援専門員5人と自立支援協議会の事務局員1人を配置。小規模町村では確保しにくい相談支援の人材を圏域で補っている
- 現在は、既存の基幹相談支援センターが伴走しながら、町村側の新たな基幹相談支援センターの設置・予算化を推進中
- 日向市では令和10年4月からの単独設置を構想し、拠点等の運用、財源、人員配置を具体化する予定

地域生活支援拠点等

令和8年中に整備予定

- 平成30年度から5市町村で整備に向けた協議を継続したが、広域のままでは具体的な稼働に結び付きにくい状況
- 協議会の再編後も5市町村行政部会を残し、その場で市町村ごとに地域生活支援拠点等を進める方針を共有
- 日向市では、緊急発生時の受入先に加え、緊急事例を生まない支援や情報共有を検討するプロジェクトチームを設置
- プロジェクトチームでの検討を地域生活支援拠点部会へ発展させ、登録事業所と運用確認の仕組みを整備する予定
- 拠点コーディネーターは基幹受託法人への配置を検討中であり、安定的な人件費の確保が今後の論点

自立支援協議会

設置済み

- 平成20年度から5市町村共同で運営し、委託相談で把握した個別課題を地域課題として共有する仕組みを形成
- 一方、地域課題や社会資源、行政の考え方が市町村ごとに異なり、広域での意思決定に時間を要する状況もあった
- 令和6年度、市町村ごとに担う機能と、広域で継続する連携を整理
- 令和7年度から日向市単独の協議会へ移行し、運営会議の下に5つの専門部会（相談支援・就労・精神・こども・地域生活支援拠点）を設置
- 行政職員と基幹職員が各部会に関わり、障害福祉計画の成果目標と相談支援から見える地域課題を共有

宮崎県日向市｜体制整備プロセス

広域基盤形成

1 平成20年度
圏域共同の自立支援協議会を設置

委託相談の個別支援から地域課題を把握し、行政と地域への働きかけを開始

2 平成30年度～
地域生活支援拠点等の整備を協議

5市町村で協議を継続した。一方、広域のままでは具体的な稼働に結び付きにくい状況も

3 令和2年度
各市町村が同一法人に基幹相談支援センターを委託

小規模町村では確保しにくい相談支援の人材を圏域で補う体制を形成

再編方針の検討

4 令和2年度以降
広域運営の利点と課題が表面化

顔の見える関係が築かれる一方、市町村ごとの違いによる意思決定の遅れや、日向市への負担集中が論点化

5 令和6年度
市町村単位への移行を一年協議

広域運営を振り返り、市町村で担う機能と今後も広域で残す連携を整理

市町村別の移行

6 令和7年度
5市町村行政部会で再編方針を共有

所管課長、日向市担当者、基幹相談支援センターが参加して説明

7 令和7年度
基幹職員が各町村を個別に訪問

担い手、予算、既存事業所との関係や移行への不安を個別に確認

8 令和7年度～
市単独協議会と町村支援を開始

協議会は日向市単独へ移行。各町村でも、従来の地域課題検討会を土台に、それぞれの自立支援協議会として独立し、新たな体制整備を開始。

機能の具体化

9 現在
拠点等の運用と単独基幹を具体化

事業所登録や財源、人員配置、令和10年4月の単独基幹移行を検討中

日向市の具体的な取り組み	①広域で基盤をつくり、地域の成熟に応じて体制の単位を見直す	②完成形を固定せず、「重なりしろ」と県の支援で見直し続ける	③個別相談で見えた不足を、既存資源の活用と協議会の検討につなぐ	④機能を仕分け、共通説明・個別対話・伴走で意思決定できる単位へ

宮崎県日向市｜取り組み

よくある悩み・・・ **小規模自治体が単独で基幹相談支援センターや協議会を整えるのは難しい。一方、広域で整えると、市町村ごとの違いから意思決定に時間がかかったり、中心となる自治体に負担が集中したりする**

日向市では・・・

①広域で基盤をつくり、地域の成熟に応じて体制の単位を見直す

まず広域で人材・ノウハウ・関係を共有する基盤を形成

- 平成20年度から、5市町村共同の自立支援協議会を運営
- 令和2年度以降、5市町村がいずれも同一の法人に基幹相談支援センターを委託。小規模町村だけでは確保しにくい相談支援の人材を圏域で補い、相談支援体制を維持してきた

広域運営で生じた課題を踏まえ、単位の見直しを判断

- 広域運営を続ける中で、地域課題、社会資源、行政の考え方の違いから、圏域全体での意思決定に時間を要する場面が発生（行政部会を設けても速やかに進まないことも）
- 予算立てや国・県の調査への対応、町村との調整が、唯一の市である日向市に集中
- 一つの基幹相談支援センターが5市町村全体を支える一方、各町村が自地域の体制を自分たちで考える機会が弱くなる面もあった
- 平成20年度以降、各市町村に実践の蓄積ができてきたため、地域ごとに意思決定できる単位への見直しを判断

再編後も、広域で築いた関係は「重なりしろ」として維持

- 令和7年度から日向市は単独の自立支援協議会へ移行。市町村単位への再編により、行政、基幹相談支援センター、委託相談の距離が近くなり、地域課題の具体化や意思決定が進めやすい体制へ移行
- 広域連携そのものを否定するのではなく、再編後も広域で積み上げた関係は維持。各町村の主体性を尊重しながら、相談支援のノウハウ、困難ケース対応、緊急時の資源を必要に応じて行き来できる「重なりしろ」を残す方針

宮崎県日向市｜取り組み

よくある悩み・・・ 体制は一度整えると固定されやすく、市町村単独では見直しのきっかけや県域の情報を得にくい

日向市では・・・

②完成形を固定せず、「重なりしろ」と県の支援で見直し続ける

機能ごとに適した単位を選び、共同の場を残す

- 自立支援協議会は令和7年度から市単独、地域生活支援拠点等は市町村ごと、基幹相談支援センターは当面、各市町村から同一法人への委託を続け、令和10年4月からの日向市単独化を構想するなど、一斉に切り替えず機能ごとに単位を選択
- 再編後も5市町村行政部会を残し、拠点の方針共有など市町村をまたぐ検討の場として活用

県とアドバイザーによる「プッシュ型」の支援

- 県自立支援協議会の相談支援部会を基盤に各エリアでアドバイザーが活動。体制整備が進みにくい市町村へは、県とアドバイザーが自ら出向く「プッシュ型」の支援を実施
- 県北の研修では、市町村行政と相談支援事業所が一緒に参加し、他自治体の取り組みも知りながら自地域の次の一歩を考える機会を設定

専門職を介した県域情報の還流と、月1回の定例会

- 相談支援専門員が県の相談支援部会や主任相談支援専門員のネットワークで得た県域の情報を市へ持ち帰る経路を形成。市町村行政は県の協議会に直接入らないため、この経路が機能している
- 受け皿として、市・委託相談・基幹の月1回定例会（3年目）で、地域課題や制度情報、県内の動きをまとめて共有

よくある悩み・・・ 緊急時の受入先や地域資源が限られている

日向市では・・・

③個別相談で見えた不足を、既存資源の活用と協議会の検討につなぐ

個別相談から、緊急時に不足する資源を把握

- 個別支援を積み重ねる中で、ショートステイや緊急時に使える場所が足りないといった課題が具体化
- その課題を行政と共有し、地域にある資源の使い方を広げるための検討を重ねた

緊急時の既存資源の活用方法を地域で検討

- 既存の福祉サービスだけでなく、高齢者向け住宅等も障害のある人が宿泊や緊急利用に活用できるよう、要綱や条例を見直し、地域にある資源の活用方法を拡大

「緊急事案を生まない」ための検討と、拠点部会への発展

- 相談支援部会に緊急時プロジェクトチームを設置。発生後の受入先だけでなく、「緊急事案を生まない」ために何ができるか、支援者間で持つべき情報や共有ツールを検討。これがのちに地域生活支援拠点部会へ発展

宮崎県日向市｜取り組み

よくある悩み・・・ **広域体制を市町村単位へ見直すに当たっては、担い手の確保状況や財政面の条件、移行に対する懸念が町村ごとに異なるため、一律の説明や働きかけだけでは移行が進みにくい**

日向市では・・・

④機能を仕分け、共通説明・個別対話・伴走で意思決定できる単位へ

1年をかけて、市町村で担う機能と広域に残す連携を仕分け

- 令和6年度は1年間をかけ、行政と広域自立支援協議会で、これまでの広域運営を振り返り、各市町村が担う部分と、再編後も広域で連携を残す部分を整理
- 「来年度から分ける」と一度に切り替えるのではなく、段階を置いて移行

行政部会で方針を共有した後、各町村の不安を個別に聞き取り

- 令和7年度、既存の5市町村行政部会（所管課長・日向市担当者・基幹相談支援センターが参加）で再編方針を説明し、町村側が今後の体制を検討する機会を設定
- その後、基幹相談支援センターが各町村を個別に訪問。担い手、予算、既存事業所との関係、長年頼ってきた基幹相談支援センターが離れる不安などを個別に確認

地域の担い手を軸に、移行後も伴走

- 1町2村（美郷町・諸塚村・椎葉村）では、地域の主任相談支援専門員を軸に、新たな基幹相談支援センターの設置・予算化を推進
- 門川町では、既存の基幹相談支援センターが協議会事務局等を担いながら、次の担い手の確保や地域生活支援拠点等の整備を支援。「分けて終わり」ではなく、移行後も伴走を継続

～都道府県のサービス・支援の活用～

宮崎県とアドバイザーが、市町村からの依頼を待たずに働きかけ、県北で行政職員と相談支援事業所が一緒に地域の課題や次の取組を考える研修を実施。県の協議会や専門職ネットワークで得た情報も、市・基幹相談支援センター・委託相談の定例会へ持ち帰り、共有している

宮崎県日向市｜まとめ

ポイント

最初から単独ですべてを整えず、広域で基盤をつくり、地域の実践の蓄積に応じて体制の単位を見直す
まず広域で人材・経験・関係を共有し、実践の蓄積に応じて地域ごとに意思決定できる単位へ再編。分けた後も広域の関係と県の支援を使いながら、体制を見直し続けている

1. **体制構築の考え方｜まず広域で基盤をつくり、地域の成熟に応じて単位を見直す**
   小規模自治体は当初からすべてを単独で整えず、まず広域で人材・経験・関係を共有する。ただし広域には中心となる自治体への負担集中や、各市町村が自地域の体制を自ら考える機会が弱まる面もあり、実践の蓄積に応じて体制整備のあり方を見直す
2. **移行時の進め方｜機能を仕分け、共通説明と個別対話・伴走を組み合わせる**
   市町村で担う機能と広域に残す連携を時間をかけて整理した上で、既存の行政部会で方針を共有し、各町村を個別に訪問して担い手・予算・課題を確認する。移行後も既存の基幹相談支援センターが町村の体制づくりに伴走する
3. **体制運営の考え方｜完成形を固定せず、「重なりしろ」を残して見直し続ける**
   協議会は市単独、基幹相談支援センターは当面は各市町村から同一法人への委託を続けるなど、機能ごとに適した単位を選ぶ。再編後も広域の行政部会を残し、県のアドバイザーや研修、相談支援専門員が持ち帰る県域の情報も使いながら、その時点で適した形を検討し続ける
4. **個別相談を起点にした地域づくり**
   委託相談支援に、相談を受けるだけでなく個別相談から地域の不足資源を吸い上げる役割を持たせ、明らかになった課題を行政と共有して、既存資源の活用拡大（要綱・条例の見直し）や自立支援協議会での検討につなぎ、地域生活支援拠点等の機能を地域の実情から組み立てる

今後に向けて

今後は、令和8年度中に地域生活支援拠点等の機能を担う事業所の登録と、市が運用状況を確認する仕組みを整える予定。拠点コーディネーターは基幹受託法人への配置を検討中だが、件数に連動する加算は月100件が上限で、小規模自治体では件数自体がそこまで届かず（5,000円×100件でも月50万円）、人件費の安定確保が課題。財源と人員配置を具体化し、令和10年4月からの日向市単独の基幹相談支援センターへの移行を構想している

日向市からのメッセージ

私たちは、広域で築いてきた関係やノウハウを大切にしながら、それぞれの市町村が自分の地域の体制を主体的に考えられる形へ移行してきました。一方で市町村単位に再編することは、これまでの関係を切ることではないと考えています。
また、地域によって、担い手や予算、利用できる資源、課題に感じていることは異なります。それぞれの町村の状況を確認しながら、丁寧に進めることが大切だと感じています。
今後も、各地域が主体性を持ちながら、相談支援のノウハウや、緊急時の資源を必要に応じて相互活用できる「重なりしろ」を残して取り組みを進めていきたいと思います。

長崎県長崎市

長崎県長崎市｜前提となる基礎状況

人口	面積	圏域
約39.1万人	約405.7㎢	長崎圏域（1市）

相談支援体制	指定特定・障害児相談支援事業所	相談支援専門員	セルフプラン率（障害者総合支援法分・児童福祉法分）
	48事業所	139人	1.9%・22.4%

地域の前提条件・課題：人口約39万人の中核市。指定特定相談支援事業所の半数以上が相談支援専門員1人の事業所で、退職・休職が休廃止に直結しやすい。休廃止時に引継ぎ先が見つからない場合は、委託相談支援が利用者の計画相談を一時的に抱え、地域づくり等に充てる時間が削られることがある。県内には人口2〜3万人規模の市町が複数あり、研修・協議の機会を市町単独で確保しにくい地域もある

ポイント：完成形を待たず、既存の人材・制度を活かして動き始め、実践を通じて必要な機能や役割を整えていく
必要な人員や仕組みがすべてそろってから始めるのではなく、既存の職員・委託相談・制度等を活用して、まず実施可能なところから着手。運用する中で見えてきた課題や実際のケースをもとに、市・基幹・委託相談等が役割を調整し、不足する機能を段階的に補っている。さらに、自地域の研修や情報交換の機会を他市町にも開いている

基幹相談支援センター

設置済み

- 当初は国が示す機能をすべて備える必要があると捉え、人員、専門性、委託費等の確保が高いハードルとなり担い手が手を挙げにくい状態が続いた
- 市内4か所の委託相談支援事業所が約1年間協議し、地域に必要な機能と役割分担を整理
- 令和5年2月、法人の兼務職員2名と委託相談支援の協力により、週2日程度から試行的に運営を開始
- 令和６年４月からは、１法人に委託。職員３名体制で相談支援専門員の後方支援、月１回の事例検討会、人材育成、虐待対応等を行っている
- 市、基幹、委託相談が実際のケースや業務を確認し、重複や抜けが生じないよう役割を継続的に調整

地域生活支援拠点等

面的整備への準備中

- 専用予算や要綱の整備を目指し、約2年間にわたり予算要求や要綱案の庁内調整を実施
- すべての条件がそろうのを待たず、令和8年4月から加算の届出を活用した面的整備に着手
- グループホームや入所施設等を訪問し、設備、夜間職員体制、医療的対応等の受入条件を把握
- 今後は市、基幹、委託相談が共同で制度を説明し、実際に連携できる関係づくりをすることも検討

自立支援協議会

設置済み

- 平成23年頃から、相談支援、こども、就労支援、地域生活支援の4つの専門部会が活動
- 個別ケースから共通する困りごとを見いだし、地域課題として協議会へつなぐ運営
- 市の直営であった事務局を、市と基幹の共同事務局へ移行
- 専門部会の実務者が主体的に企画し、行政は関係者をつなぐ調整役として関与

長崎県長崎市｜体制整備プロセス

協議の土台形成

1 平成23年頃

4専門部会による、協議の土台形成

相談支援、こども、就労支援、地域生活支援の4専門部会が活動を開始

2 平成29年

専門部会をつなぐ、全体会の設置

各専門部会で扱う地域課題を共有する全体会を設置

基幹機能の整備

3

基幹の完成形を想定、検討が継続

必要な職員数や専門性、委託費等の確保が高いハードルとなり、検討が継続

4 令和5年2月～

委託相談が集まり、必要機能を整理

４か所の委託相談支援事業所が週１回集まり、今後の基幹の役割について協議。
週１回は１法人で基幹としての役割（人材育成、後方支援）を行う

基幹機能の整備

5 令和6年4月～

１法人に基幹相談支援センターの委託を開始

後方支援、人材育成、虐待対応、協議会事務局等を段階的に追加

県内連携の展開

6

県内市町へ、研修と情報交換を展開

就労選択支援研修会や、県内全市町「にも包括」の協議の場を通じ、県内市町も参加できる機会を形成

拠点整備の実践

7 令和8年4月

既存制度を活用、拠点等の面的整備に着手

要項を設けず、加算の届出を活用した登録を開始

長崎市の具体的な取り組み	①既存の人材・制度を活かした段階的な体制整備	②施設訪問を通じた、緊急時の受入体制の具体化	③個別ケースを地域課題につなげる協議会運営	④研修・情報交換の機会を県内市町へ開く

長崎県長崎市｜取り組み

よくある悩み・・・ 必要な人員や予算、制度上の準備がそろうまで、体制整備に踏み出しにくい

長崎市では・・・

①既存の人材・制度を活かした段階的な体制整備

困りごと起点の機能整理と、確保できる体制での基幹開設

- 基幹相談支援センターの検討当初は、国が示す機能を最初からすべて備える必要があると捉えていたため、人員、専門性、委託費等のハードルが高く、担い手が手を挙げにくい状態が続いた
- 令和5年2月より、週2回の基幹相談支援センターの開設。
- 週1回は市内4か所の委託相談支援事業所が約1年間集まり、日ごろの困りごとを基点に、長崎市に必要な基幹と委託相談との役割を整理。
- もう1回は1法人の兼務職員2名による基幹運営を行う。
- 令和6年度より1常勤2名の体制で、1法人に基幹相談支援センターを委託。年度途中より3名へ増員し、人材育成、事例検討、虐待対応、協議会事務局の一部を担う

相談支援専門員への後方支援と、委託相談との役割調整

- 基幹は直接の計画相談を原則として持たず、月1回の事例検討、相談・同行等の後方支援、人材育成、指定特定相談支援事業所が休廃止した際の利用者の引継ぎ調整等を通じて、地域の相談支援専門員を支える役割に重点化
- 開設後も基幹と委託相談の役割が最初から明瞭に分かれたわけではなく、市、基幹、委託相談が実際のケースや業務を確認しながら、重複や抜けが生じないよう継続的に調整

専用予算・要綱を待たず、既存の加算制度から整備に着手

- 専用予算や要綱を整えてから地域生活支援拠点等を開始しようと、約2年間にわたり予算要求や要項案の庁内調整を重ねたものの、整備を開始できない状況が続いた
- すべての条件がそろうのを待たず、令和8年4月、既存の加算制度を活用し、対象法人へ制度概要と届出方法を通知して面的整備に向けた着手を開始

長崎県長崎市｜取り組み

よくある悩み・・・ 拠点として登録した事業所があっても、緊急時の具体的な受入れにつながりにくい

長崎市では・・・

②施設訪問を通じた、緊急時の受入体制の具体化

通知だけでは、実際に動ける体制にならないことを把握

- メールによる制度と届出の通知だけでは、地域生活支援拠点等とは何か、登録すると具体的に何を求められるのかが、事業所へ十分に伝わらなかった
- 制度上の登録を増やすだけでは、緊急時に実際に動ける体制にはならないことを把握

施設ごとに異なる受入条件の具体化

- 基幹がグループホームや入所施設等を訪問し、設備面での対応可否、夜間職員体制、医療的対応、事前面談の必要性等を確認
- 受入れ可能・不可能という二択にせず、「どのような条件であれば受け入れられるか」を施設ごとに具体化
- 行政や相談支援側が「緊急時だから受けてほしい」と依頼するだけではなく、受入れ側が準備できる情報や環境を一緒に考える

平時から本人と受入先をつなぐ準備

- 利用する可能性がある人については、平時から面談や体験利用を行い、本人が落ち着ける環境、必要な持ち物、支援方法、苦手なこと等を共有
- 身体障害、医療的ケア、強度行動障害等では受入先が限られ、空床があることと「その人を受け入れられること」は同じではないため、設備・人・本人情報を平時からつないでおく

長崎県長崎市｜取り組み

よくある悩み・・・ 現場で把握した課題を、地域全体の取り組みへとつなげにくい

長崎市では・・・

③個別ケースを地域課題につなげる協議会運営

個別ケースから地域課題への展開

- 相談支援、こども、就労支援、地域生活支援の4専門部会が概ね月1回活動し、部会長と委託相談等による運営会議を2か月に1回程度開催
- 専門部会では、個別ケースで把握した困りごとを「他の人にも共通する課題ではないか」と捉え、個別支援と地域づくりを分けずに地域課題として整理

市と基幹の共同事務局と、行政の調整役

- 市の直営であった事務局を、市と基幹の共同事務局へ移行。専門部会の実務者が主体的に企画し、行政は民間の力をつなぐコーディネーター・仲介役として関与
- 基幹が共同事務局に入ることで、相談支援専門員への後方支援で見える課題と、協議会で扱う地域課題をつなぎやすくしている
- 基幹はすべての部会を動かすのではなく、既存の委託相談や部会メンバーの実践を支える立場として参加
- 協議会の成果は、会議の開催回数ではなく、関係者間で課題の共通理解ができ、具体的な取り組みへ動いたかどうかで捉える

よくある悩み・・・ 小規模な市町や離島では、地域資源や専門職が限られ、研修・協議の機会を単独で確保しにくい

長崎市では・・・

④研修・情報交換の機会を県内市町へ開く

長崎市の研修機会を県内市町へ開く

- 長崎市の就労支援部会で開催した就労選択支援の研修会を県内21市町にも広く周知
- 離島や遠方の自治体からも参加できるようオンライン参加を可能とし、他市町が参加できる入口を設けている

複数市による研修・情報交換

- 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムでは、精神科病院のない町等では協議の場を進めにくい状況を踏まえ、市町を越えた取り組みを実施
- 発起人のもと4市が事務局を担い、県内21市町合同で年2回、オンラインによる研修会と情報交換会を実施

(C) FOR ALL

長崎県長崎市｜まとめ

ポイント

完成形を待たず、既存の人材・制度を活かして動き始め、実践を通じて必要な機能や役割を整えていく
必要な人員や仕組みがすべてそろってから始めるのではなく、既存の職員・委託相談・制度等を活用して、まず実施可能なところから着手。運用する中で見えてきた課題や実際のケースをもとに、市・基幹・委託相談等が役割を調整し、不足する機能を段階的に補っている。さらに、自地域の研修や情報交換の機会を他市町にも開いている

1. **今ある資源から始め、段階的に機能を広げる**
   必要な人員・予算・要綱等がすべてそろうのを待たず、既存の職員、委託相談、加算制度等を活用して実施可能な範囲から始め（基幹は兼務職員2名・週2日程度から、拠点等は既存の加算制度を活用した届出から）、人員の確保や運用状況に応じて必要な機能を加えていく
2. **役割は固定せず、実践に合わせて見直し続ける**
   市、基幹、委託相談が繰り返し話し合う場を持ち、既存の委託相談との関係を切らずに、実際のケースや業務を踏まえながら、重複や抜けが生じないよう役割を継続的に調整する
3. **制度上の整備を、現場で実際に機能する体制へつなげる**
   個別ケースから見えた困りごとは地域課題として協議会で共有し、地域生活支援拠点等では施設訪問を通じて具体的な受入条件を把握する。さらに、利用する可能性がある本人については平時から面談や体験利用等を行うことで、制度や登録を整えるだけでなく、実際に連携・支援できる体制へつなげていく
4. **【他市への働きかけ】自地域の研修・情報交換の機会を、他市町も参加できる形に開く**
   比較的規模の大きな自治体は、自地域で実施している研修や情報交換の機会を他市町にも開くことで、地域資源や専門職が限られる自治体も参加できる学び・情報共有の機会をつくることができる

今後に向けて

今後は、市、基幹、委託相談が事業所へ地域生活支援拠点等の制度と役割を説明し、具体的な受入条件を共有する機会を設ける予定。県内市町との研修・情報交換も活かしながら、地区ごとに障害、高齢、医療、介護等の関係者がつながる体制を目指す

長崎市からのメッセージ

単独の市町では、地域資源も限られ、専門職を確保することが難しい場合があります。そのため、長崎市が持っている取り組みや情報を市内だけで完結させず、他市町も参加できる研修や情報交換の機会として開いていくことが大切だと考えています。
また、すべての人員や制度をそろえてから始めようとすると、取り組みに踏み出しにくくなります。まずは今ある人材や仕組みを使って動き始め、実際のケースや現場の困りごとを確認しながら、必要な機能を少しずつ加えていくことが必要です。
関係者と繰り返し話し合い、地域の中で何ができるのかを一緒に考え続けたいと思います。

(C) For ALL

福岡県福岡市

福岡県福岡市｜前提となる基礎状況

人口	面積	圏域
約166.2万人	約343.5㎢	福岡市

相談支援体制	指定特定・障害児相談支援事業所	相談支援専門員	セルフプラン率（障害者総合支援法分・児童福祉法分）
	194事業所	423人	2.1%・19.3%

地域の前提条件・課題：人口約166万人・7行政区の政令市で、区ごとに人口や地域資源が異なる。多数の相談支援事業所が存在する中、現場の情報や課題を地域から市全体へつなぐ仕組みが必要。従来は障害種別ごとに相談窓口や行政の所管が分かれ、複合的な課題を持つ人をどこが受けるかが分かりにくかった

ポイント：区単位の支援を市全体へつなぐ多層・分担型の体制
福岡市独自の市基幹が市全体の相談支援体制の強化や区基幹への後方支援を担い、区基幹が地域の総合相談や事業所支援、協議会・地域生活支援拠点等機能の調整を担当。さらに、主任相談支援専門員配置事業所や機能強化型事業所、地域生活支援拠点等の認定事業所等、民間にも地域の中核となる担い手を広げ、重層的な支援体制を整えている。個別支援から見えた地域課題は区・市の協議会へつなぎ、必要に応じて専門部会等で検討し、新規・拡充施策として地域へ還元している

基幹相談支援センター

設置済み

- 平成26年1月に市基幹を1か所、平成29年4月に7区14か所の区基幹を設置
- 市基幹は、専門的な相談支援、区基幹への助言・研修、市全体の相談支援体制の強化を担当
- 区基幹は、住民からの総合相談、相談支援事業所への助言、地域のネットワークづくり等を担当
- 主任相談支援専門員配置事業所や機能強化型事業所等を、民間側の中核的な相談先として位置づけ
- 市基幹、区基幹、民間事業所による重層的な相談支援体制を形成

地域生活支援拠点等

整備済み

- 平成29年12月から平成30年11月にかけて、緊急時受入れ・対応を担う委託拠点3か所を段階的に設置
- 一つの施設に全機能を集めず、区基幹を中心に、地域生活支援拠点等に認定された障がい福祉サービス事業所と5機能を分担
- 相談、緊急時の受入れ、体験の機会、人材養成、地域の体制づくりを、それぞれの機関が担当
- 令和5年5月から認定制度を開始し、委託先以外の民間事業所にも拠点機能の担い手を拡大
- 区基幹が緊急相談や関係機関との調整、地域のネットワークづくりの中心を担当

自立支援協議会

設置済み

- 平成24年8月に現行体制の市協議会を設置し、市協議会、7区の区部会、専門部会で構成
- 区部会は、個別事例の検討から地域課題を抽出し、社会資源の開発・改善等を検討
- 事務局合同会議で、区固有の課題か、市全体で検討する課題かを整理
- 特定テーマは、必要に応じて原則1年程度の専門部会で検討し、成果をまとめた後は終了・休止
- 市内共通の地域課題を12項目に整理し、地域ごとの課題解決へ活用

福岡県福岡市｜体制整備プロセス

地域単位の相談・協議基盤

1 平成19年6月
市内4地域に自立支援協議会を設置

市内を4地域に分け、それぞれの地域に自立支援協議会を設置

2 平成24年4月
障害種別ごとの委託相談窓口を設置

知的障害・精神障害の相談支援センターを各区1か所、計14か所設置

3 平成24年8月
現行体制の市協議会へ再編

市協議会、区部会、必要に応じて設ける専門部会による体制へ再編

市・区基幹の整備

4 平成26年1月
市基幹相談支援センターを設置

市内1か所に設置し、専門相談、人材育成、相談支援体制の強化等を担当

5 平成29年4月
14か所の区基幹へ相談体制を再編

各区で総合相談、相談支援事業所への助言、地域のネットワークづくりを担う体制へ移行

拠点機能の拡充

6 平成29～30年
緊急時受入れ拠点を段階的に設置

市内3か所に委託拠点を設け、区基幹と連携した受入れを開始

7 令和5年5月
地域生活支援拠点等の認定を開始

委託先以外の民間事業所にも、5機能の担い手を拡大

多層的な体制の運用

8 現在
相談・拠点・協議会の連動を継続

区を単位とした支援を市全体の体制や施策へつなぐ運用を継続

福岡市の具体的な取り組み	①市・区・民間による重層的な相談支援体制	②委託と事業所認定を組み合わせ、既存資源で5機能を担う面的な拠点等整備	③個別事例を施策につなぎ、地域へ還元する協議会運営	④専門性を特定の機関に集中させず、地域全体で担う仕組み

福岡県福岡市｜基幹相談支援センターの取り組み

基幹相談支援センターの全体像

①市・区・民間による重層的な相談支援体制

福岡市では、市基幹相談支援センターを中核とし、14か所の区基幹相談支援センター、指定特定相談支援事業所等が重層的に相談支援を担っている。市基幹は区基幹への助言、研修、専門的な相談支援等を担い、区基幹は各区での総合相談、相談支援事業所への支援、地域のネットワークづくり等を担う

民間では、主任相談支援専門員配置事業所や機能強化型事業所等を、地域の相談支援を支える中核的な事業所として位置づけている。地域の相談支援事業所が対応に悩む場合には、当該地域の中核的な事業所、区基幹、市基幹へ必要に応じて相談をつなぐ構造である

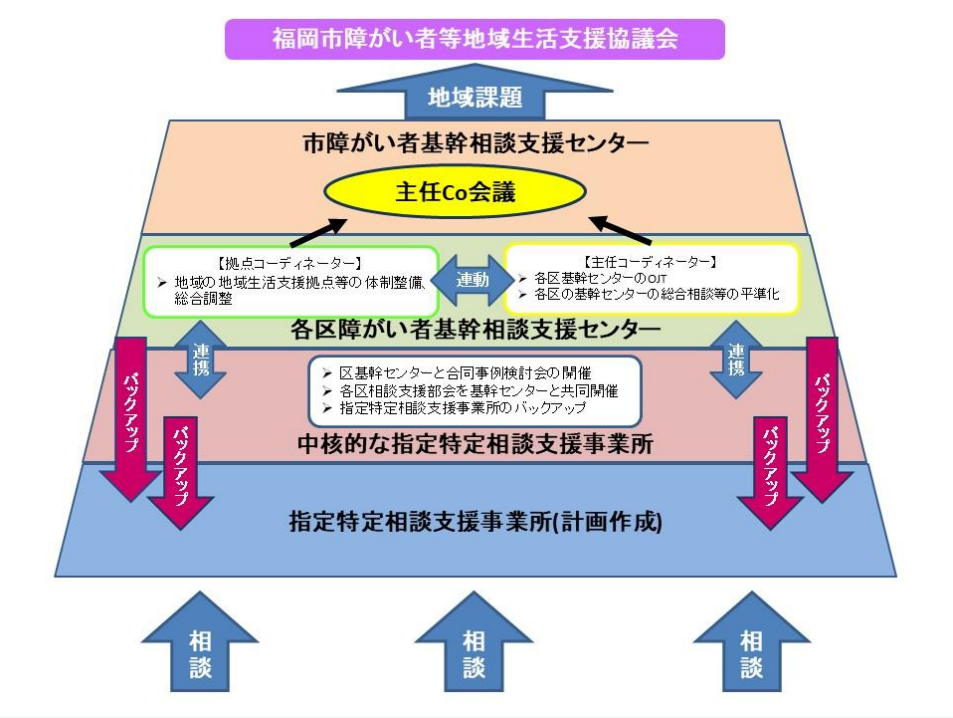

出典：福岡市の障がい分野における相談支援体制について

福岡県福岡市｜基幹相談支援センターの取り組み

よくある悩み・・・ 困難事例が基幹に集中。地域の相談支援事業所への後方支援や人材育成まで手が回らず、民間との役割分担も不明確になりやすい

福岡市では・・・

① 市・区・民間による重層的な相談支援体制

市基幹相談支援センター｜市全体の相談支援体制を支える

- 平成26年1月に市内1か所で設置
- 区基幹の統括、後方支援、研修等を担い、各区の相談支援体制を市全体の立場から支援。
- 障がい種別を問わない相談に加え、区基幹や地域の相談支援事業所だけでは対応が難しい専門的な相談に対応。また、地域内で対応が難しい相談や困難事例を、市全体の立場から後方支援
- 市協議会の運営にも参画
- 専門相談の実施（行動障がいに係る伴走型支援）

区基幹相談支援センター｜各区の相談支援の中心

- 平成29年4月に市内14か所へ設置。区ごとの人口規模等を踏まえて担当区域を設定し、各センターに5～8人のコーディネーターを配置
- 住民からの総合相談、地域の相談支援専門員への支援、地域づくり、協議会の区部会の運営等を担当
- 個別相談を通じて把握した課題を区内の関係者と共有し、地域資源で対応できるかを検討
- 事業者は5年に1回プロポーザルで選定。応募要件は指定特定又は指定一般相談支援を実施していること

地域の中核的な相談支援事業所｜一般の相談支援事業所を支える

- 主任相談支援専門員配置事業所や機能強化型事業所等を、地域の相談支援事業所を支える民間側の中核として位置づけ、必要に応じて区基幹・市基幹へつなぐ
- 主任相談支援専門員が、困難事例への助言に加え、区部会、地域のネットワーク形成、相談支援従事者研修の実習受入れ等に参画
- 機能強化型事業所が、複数の相談支援専門員による事例共有や支援を行い、一人の相談支援専門員だけで抱えない体制を確保

福岡県福岡市｜地域生活支援拠点等の取り組み

地域生活支援拠点等の全体像

②委託と事業所認定を組み合わせ、既存資源で5機能を担う面的な拠点等整備

福岡市では、一つの施設に地域生活支援拠点等の機能を集めず、区基幹を中心に、地域生活支援拠点等の機能を担う相談支援事業所、短期入所事業所、委託緊急時受入れ拠点、グループホーム、研修実施機関等が役割を分担している

区基幹が緊急相談や関係機関との調整、地域のネットワークづくりの中心となり、各機関が5機能（「相談」「緊急時の受入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」）を担う。令和5年から地域生活支援拠点等の認定制度を開始し、委託先以外の事業所にも担い手を広げている

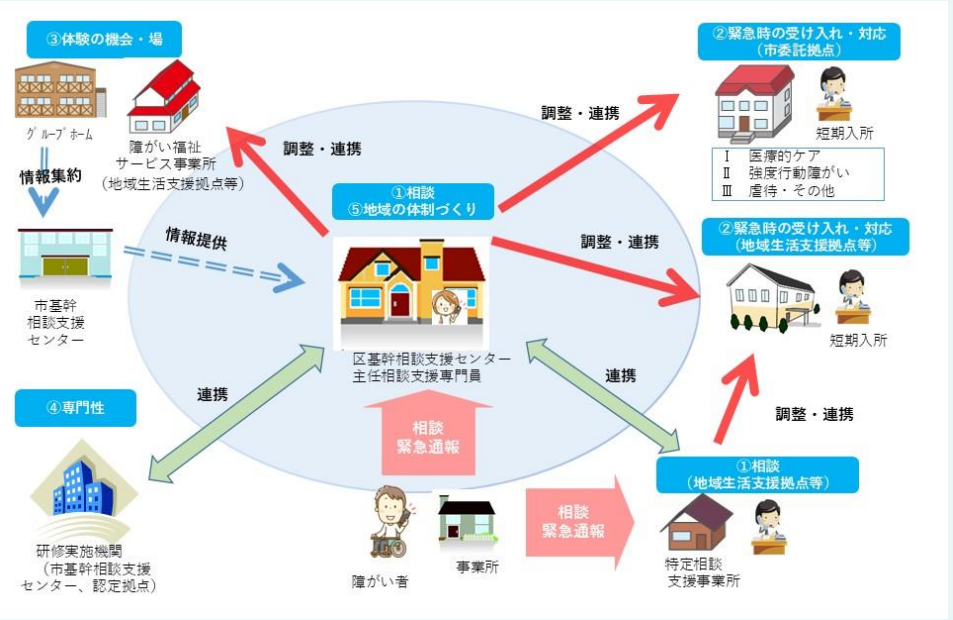

出典：福岡市の障がい分野における相談支援体制について

福岡県福岡市｜地域生活支援拠点等の取り組み

よくある悩み・・・ 緊急時の受入れ先や体験の場が確保できず、拠点機能が形式的になりがち

福岡市では・・・

②委託と事業所認定を組み合わせ、既存資源で5機能を担う面的な拠点等整備

委託と事業所認定制度を組み合わせ、拠点の担い手を広げる

- 個別給付の加算だけに依存せず、市の委託事業と、地域生活支援拠点等の事業所認定制度を組み合わせて体制を整備している
- 医療的ケアが必要な人や強度行動障がいの状態にある人は受け皿が少ないという議論を踏まえ、専門的に対応する短期入所を含む3か所へ緊急時の受入れを委託
- 令和5年度からは、地域生活支援拠点等の報酬加算につながる事業所認定を開始。委託事業所だけでなく、認定を受けた民間事業所にも拠点機能の担い手を拡大。また、認定により拠点等関連の加算の算定につながる
- 認定する相談支援事業所には、常時の連絡体制を確保し、緊急時の相談対応ができる相談支援事業所を認定
- 機能ごとに認定し、1事業所が複数機能を担うこともできる

グループホームの空き情報を集約し、体験利用につなぐ

- 市基幹センターが、各グループホームから毎月メールで空き状況を収集
- 収集した空き情報を市基幹が一覧化し、各区基幹相談支援センターへ共有
- 対象をグループホームに絞り、毎月の定型的な作業として継続できる方法を採用
- 空き状況を把握して相談支援の現場へ戻すことで、地域移行に向けた体験利用につなげる仕組み

専門的な支援を担える人材を地域内で増やす

- 国・県が実施する強度行動障害支援者養成研修、喀痰吸引等研修等により専門的人材を養成。加えて、市独自の強度行動障がい支援者養成研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施

福岡県福岡市｜自立支援協議会の取り組み

自立支援協議会の全体像

③個別事例を施策につなぎ、地域へ還元する協議会運営

福岡市の自立支援協議会である「障がい者等地域生活支援協議会」は、市協議会、7区の区部会、必要に応じて設ける専門部会で構成されている。区部会では、個別事例の検討を通じて地域課題を明らかにし、区内の社会資源の開発・改善やネットワークづくりを検討する。

各区から上がった課題は、市と区基幹の事務局合同会議で、区固有の課題か、市全体で検討する課題かを整理する。市全体で扱う課題は市協議会で共有し、特定のテーマを集中的に検討する場合は、必要に応じて専門部会を設ける。専門部会は原則1年程度で提言や成果をまとめ、今後の障がい福祉施策に反映させている。目的を達成した後は専門部会は終了する。

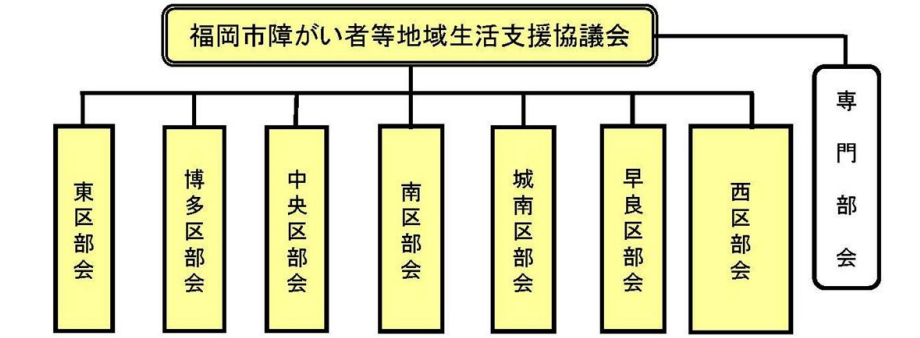

会議名	役割	備考
協議会	市単位でのネットワーク構築、市の課題共有、地域の社会資源の開発･改善、障がい福祉計画への意見など	常設
区部会	地域の課題の明確化、区内のネットワーク構築など	常設
専門部会	特定の事項の調査･研究、市に提案する施策案の作成など	必要時に設置

出典：福岡市の障がい分野における相談支援体制について

福岡県福岡市｜自立支援協議会の取り組み

よくある悩み・・・ 会議が報告・情報共有にとどまり、個別事例から地域課題を抽出して施策へつなぐ流れができない。また、常設の部会の目的が曖昧になりやすい

福岡市では・・・

③個別事例を施策につなぎ、地域へ還元する協議会運営

区部会｜個別事例から地域課題を明らかにする

- 東、博多、中央、南、城南、早良、西の7つの行政区に区部会を設け、各地域の状況に応じた課題を検討
- 区基幹が事務局を担い、区部会を原則2か月に1回、区部会の事務局会議を毎月開催
- 個別相談で生じた問題を共有し、そのケースだけの問題か、背景に地域共通の課題があるかを検討
- 既存のサービスや関係機関の連携によって対応できるか、新たな仕組みや地域資源が必要かを検討
- 区役所、特別支援学校、療育センター、社会福祉協議会、委託緊急時受入れ事業所等が参加し、区内の関係機関によるネットワークを構築

市協議会｜市全体で取り組む課題を検討する

- 区部会で明らかになった課題のうち、市全体での検討が必要なものを市協議会で検討
- 学識経験者、当事者団体、相談支援事業者、福祉サービス事業者、保健・医療、教育・雇用、権利擁護等の関係者21人で構成
- 市の障がい在宅福祉課と市基幹が事務局を担い、市協議会を通常年2回開催
- 市基幹と区基幹の事務局合同会議で、各区の資源や連携で対応する課題か、市全体で取り組む課題かを整理
- 複数の区に共通するサービス不足や制度運用上の課題を整理し、市全体の社会資源や支援体制の改善につなげる
- 市内共通の課題を市独自の課題整理シートで整理し、『福岡市障がい福祉の地域課題』12項目としてとりまとめている

専門部会｜特定のテーマを集中的に検討する

- 福祉サービス事業者、当事者団体、医療関係者、権利擁護関係者等から、検討テーマに必要な関係者を選任
- 検討する課題の内容に応じて、市の担当課または市基幹が事務局を担当
- 市全体で集中的な検討が必要な事項が生じた際に、そのテーマを扱う専門部会を設置。原則1年程度で提言や成果をまとめ、目的を達成した後は終了
- 検討結果を提言や成果としてまとめ、市の施策の新規・拡充検討へ接続

福岡県福岡市｜その他の取り組み

よくある悩み・・・ 相談支援専門員が不足し、専門性が基幹や一部の熟練者に偏る。民間事業所が育成の機会を得にくく、地域によって支援の質にばらつきが出る

福岡市では・・・

④専門性を特定の機関に集中させず、地域全体で担う仕組み

相談支援機能強化専門員｜市・市基幹・区基幹をつなぐ

- 相談支援機能強化専門員を1名委託。区基幹のコーディネーターの中から高度な専門性を有し、長年福岡市の相談支援に携わってきた人材に依頼している
- 市、市基幹、区基幹が把握する相談支援上の課題をつなぎ、市全体と各区の相談支援体制が連動するよう調整
- 行政職員が異動しても相談支援体制の経緯や考え方が途切れないよう、民間の専門人材ができるだけ長く関与
- 区基幹相談支援センターも指定特定相談支援事業所と協働して機能強化型の体制を組む。より多くの事業所の支援・育成に重点を置くため、区基幹との協働期間は３年間に限定

相談支援スーパーバイザー｜区基幹を訪問して専門的に助言

- 市基幹・区基幹のコーディネーターから、相談支援の経験や専門性を持つ4人をスーパーバイザーとして選任
- スーパーバイザーが自らが所属する区に限らず各区基幹を訪問し、他の区基幹相談支援センターへの助言や後方支援を担当
- 経験のある専門職が区を越えて助言することで、専門性が特定の区や担当者に偏らず、各区が必要な支援を受けられる体制を形成
- また、行政職員の異動があっても体制の継続性が失われないよう、主任コーディネーター等とともに長期的な関与を重視している

事業所間の協働｜民間事業所へ支援・育成の機会を広げる

- 複数の指定特定相談支援事業所が共同で機能強化型の体制を組む際に、区基幹も指定特定相談支援事業所と協働して機能強化型の体制を組む。より多くの事業所の支援・育成に重点を置くため、区基幹との協働期間は３年間に限定
- また、主任相談支援専門員のうち一定の要件を満たす者には、区部会・事務局会議への参加や相談支援ネットワークの運営を依頼
- 主任相談支援専門員が、区部会や相談支援ネットワーク、研修実習の受入れ等を通じ、人材育成や地域の相談支援体制づくりに参画

～都道府県のサービス・支援の活用～

国・県が実施する強度行動障害支援者養成研修や喀痰吸引等研修を活用し、専門的な支援を担う人材を養成。市独自の研修も組み合わせ、地域生活支援拠点等の機能を支える専門的人材の養成を進めている

福岡県福岡市｜まとめ

ポイント

区単位の支援を市全体へつなぐ多層・分担型の体制

福岡市独自の市基幹が市全体の相談支援体制の強化や区基幹への後方支援を担い、区基幹が地域の総合相談や事業所支援、協議会・地域生活支援拠点等機能の調整を担当。さらに、主任相談支援専門員配置事業所や機能強化型事業所、地域生活支援拠点等の認定事業所等、民間にも地域の中核となる担い手を広げ、重層的な支援体制を整えている。個別支援から見えた地域課題は区・市の協議会へつなぎ、必要に応じて専門部会等で検討し、新規・拡充施策として地域へ還元している

1. **相互に支える重層的な体制**
   市基幹、区基幹、地域の中核的な相談支援事業所がそれぞれの役割を担いながら、対応に悩む場合は次の機関へ段階的に相談できる、相互に支え合う相談支援体制を整えている
2. **機能を実際に担える地域の受け皿を広げる**
   委託と事業所認定の制度を組み合わせて、地域生活支援拠点等の担い手を広げ、短期入所等が緊急時の受入れを担うとともに、グループホーム等を体験の機会・場として活用している
3. **課題解決のために会議体を活用する**
   個別事例から把握した課題を身近な地域で検討し、市全体で扱う課題を選別する。特定テーマは必要に応じて専門部会を設け、成果をまとめるなど、目的に応じて会議体を運用する

今後に向けて

相談支援専門員の人数に加え、専門性と知識をどのように地域へ広げ、次の担い手へ継承するかが今後のテーマ。また、拠点コーディネーター等の加算が区基幹の委託との関係で活用しにくいなど、地域づくりや緊急時調整といった既存の報酬では評価しにくい役割を担う人・事業所を評価し、継続する仕組みも課題

福岡市からのメッセージ

仕組みは一度完成させて固定するものではありません。市基幹や区基幹の配置、協議会の構成、専門部会、地域生活支援拠点等の機能も、実際に運用し、見えてきた課題に応じて見直してきました。地域の実情に合わせて必要な機能を組み合わせ、更新し続けることが大切だと考えています。
また、相談支援体制づくりは行政や基幹センターだけが行うものではありません。市基幹、区基幹、主任相談支援専門員、機能強化型事業所等を中心として、全ての相談事業者が有機的に連携し、市民の相談に対応できる地域をつくっていきたいです。

宮城県

宮城県｜前提となる基礎状況

人口	面積	圏域
約220.9万人	約7,282.1㎢	-

相談支援体制	指定特定・障害児相談支援事業所	相談支援専門員	セルフプラン率（障害者総合支援法分・児童福祉法分）
	181事業所	441名	21.9%・47.2%

地域の前提条件・課題：県内では基幹・拠点等の整備が進んでいる一方、残る未整備自治体では、人材・財源・行政と事業所の認識等、地域ごとに異なる事情が障壁となっており、その事情は県からは把握しにくい。また、設置済み地域についても、実際に必要な機能が発揮されているかが課題

ポイント：現場把握を起点とした個別支援と横連携の仕組み
未設置自治体へ県職員が直接出向き、合同説明と個別面談を通じて地域ごとに異なる「進まない理由」を把握。その状況に応じて、県と専門職・委託事業者が役割を分担しながらアドバイザー等の伴走支援を組み立てている。さらに、基幹相談支援センター連絡会を県の会議体として位置づけ、地域で得られた実践や課題を共有し、支援終了後も地域同士がつながりながら自走できる仕組みを整えている

基幹相談支援センター

32/35市町村で設置済み

- 県内35市町村のうち32市町村で設置済み。残る未設置自治体等へ県職員が直接訪問
- 合同説明後の個別面談で、人材、予算、行政と事業所の認識差、過去の経緯等を具体化
- 令和7年度末に基幹相談支援センター連絡会をモデル開催し、令和8年度は年4回程度を予定
- 連絡会を県自立支援協議会の会議体に位置づけ、担当者交代後も残る横連携を整備
- 今後は、設置の有無に加え、相談支援事業所への後方支援や人材育成等の機能化を支援

地域生活支援拠点等

32/35市町村で整備済み

- 県内35市町村のうち32市町村で整備済み。残る未整備自治体への支援と、整備後の機能化が課題
- 未設置自治体等への県職員の訪問・個別面談の中で、整備が止まっている事情を自治体ごとに確認
- 整備が進まない要因は自治体ごとに異なるため、既存の成功例を一律に当てはめず、把握した事情を踏まえて支援内容を組み立てる方針
- 今後は、登録や整備で終わらず、必要な機能が地域で働いているかを見ながら支援

自立支援協議会

35/35市町村で設置済み

- 県内全35市町村で設置済み。県自立支援協議会は平成18年度から県直営で運営
- 全体会のほか、人材養成部会、こども部会、地域生活支援部会等を設置
- 人材養成部会は令和6年度からサービス管理責任者も対象に加え、地域人材全体の育成へ拡大
- 基幹相談支援センター連絡会を人材養成部会のワーキングとして位置づけ、情報共有を迅速化。
- 今後はアドバイザー派遣の成果や地域の工夫を共有し、他地域の実践へつながる形で波及

宮城県｜体制整備プロセス

支援基盤の形成

1 平成18年度
県自立支援協議会を県直営で設置

全体会と各部会を設け、県自立支援協議会の運営を開始

2 令和6年度
人材養成部会の対象職種を拡大

相談支援専門員に加え、サービス管理責任者も対象化

3 令和7年度末
基幹相談支援センター連絡会を試行

基幹同士が直接つながり、情報を共有する場をモデル開催

現場把握と伴走

4
基幹未設置自治体等へ県職員が訪問

人員、関係性、過去の検討経緯等を現地で確認

5
複数自治体と関係機関へ合同説明

県の考え方とアドバイザー事業を説明し、自治体間で状況を共有

現場把握と伴走

6
自治体・事業所との個別面談を実施

合同の場では話しにくい地域固有の事情を確認

7
派遣型アドバイザーの活用を推進

手上げ式を基本としつつ、未設置自治体等には県から働きかけ

横連携と県内展開

8
基幹連絡会を年4回程度開催へ

国研修や県事業、各圏域の人材育成等を速やかに共有

9 現在
未設置自治体の障壁が具体化し、支援の土台が整う

県へ相談しやすい関係ができ、派遣型アドバイザー支援へつなぐ段階

宮城県の具体的な取り組み

- ①基幹未設置自治体等への直接訪問
- ②派遣型アドバイザーによる伴走支援
- ③基幹相談支援センター連絡会の設置

宮城県｜取り組み

よくある悩み・・・ 基幹未設置の理由が調査票や電話では見えず、制度の説明や通知を重ねても具体的な動きにつながりにくい

宮城県では・・・

①基幹未設置自治体等への直接訪問

合同説明｜県の考え方を伝え、自治体同士が互いの状況を知る

- 派遣型アドバイザー事業の検討に当たり、県職員が基幹相談支援センター未設置自治体等を直接訪問。最初に、複数の自治体と地域の基幹相談支援センター、相談支援事業所等を一つの場に集め、県の考え方と派遣型アドバイザー事業の概要を説明
- 合同説明の場は、同じ立場にある自治体が互いの状況を知ることができる機会として活用

個別面談｜人前では話しにくい事情を聞き、障壁を具体化する

- 行政と事業所の認識の食い違い、地域内の人間関係、過去に検討が止まった理由等は複数人の前では話しにくいため、合同説明後に自治体・事業所と個別に面談
- 面談で確認した観点：人材の有無／委託費の見通し／制度のイメージ／行政と事業所の必要性の認識差／過去の検討経緯
- 「人材不足」「予算不足」といった共通の表現で一括りにせず、それぞれの地域で何が障壁かを具体化
- 県が答えを持って行くのではなく、現地で事情を聞いて一緒に整理することで、市町村自身が何につまずいているかを言葉にしやすくなった
- 訪問後は、制度上の質問だけでなく「この地域でどのように進めればよいか」という個別相談が県へ寄せられるようになり、継続的に相談できる関係を形成

宮城県｜取り組み

よくある悩み・・・ **手上げ式の支援では、支援が必要な未設置自治体ほど申請に至りにくい。また、他地域の成功例を紹介しても、人材や事業所の配置、関係性が異なる自治体にはそのまま当てはまらない**

宮城県では・・・

②派遣型アドバイザーによる伴走支援

手上げを待たず県からも働きかけ

- 令和8年度から派遣型アドバイザーの活用を開始。市町村からの手上げ式を基本としながら、基幹相談支援センター未設置自治体等には、申請を待たず県から事前に声をかけ、制度の説明と相談の機会を設けている

地域ごとに支援内容を組み立て

- 近隣市町村との歴史的な関係、圏域のまとまり、人材、法人の有無等は自治体ごとに異なるため、既存の成功例をそのまま当てはめず、個別面談で把握した状況から支援内容を検討
- 事業所に意欲があっても行政との認識差が大きい場合や、行政に意向があっても地域に担い手がいない場合があるため、行政と事業所の双方を支援の対象としている

役割を分担し地域の自走を支援

- 県は制度解釈、行政間調整、事業の枠組みを担い、専門職は現場での実践、会議の進め方、人材育成等を担う。アドバイザーの選定や伴走内容には、委託事業者の知見を活用する
- アドバイザーが基幹相談支援センターや自立支援協議会を代わりにつくるのではなく、地域にある会議や人材を活かし、派遣終了後も取り組みが続く状態を目指す

宮城県｜取り組み

よくある悩み・・・ 基幹相談支援センター同士のつながりが担当者個人の関係に頼っており、担当者が変わると切れてしまう。また、国研修等の情報が地域へ届くのにも時間がかかる

宮城県では・・・

③基幹相談支援センター連絡会の設置

県自立支援協議会の会議体として情報共有の場を整備

- 人材養成部会は令和6年度から対象にサービス管理責任者を加えたことで、相談支援や基幹相談支援センターに特化した情報を共有する場が弱くなった。開催も年2回程度で、国研修の情報が地域へ届くまでに数か月空くことがあった
- 基幹相談支援センター連絡会を人材養成部会のワーキングとして位置づけ。担当者同士の個人的な関係に依存せず、担当者が替わっても基幹同士の横連携が残るよう、県の正式な会議体として仕組み化した
- 令和7年度末にモデル開催し、令和8年度は年4回程度を予定

県と委託事業者の共同運営で情報と実践を県内へ共有

- 県は通知、制度情報、自治体との調整、会議の位置づけを担当。委託事業者は議題設計、ワークシート、グループワーク、ファシリテーション等を担当
- 国研修、県の新規事業、各圏域の人材育成、自立支援協議会の運営等を共有。今後は、アドバイザー派遣の成果や地域の工夫を、他地域が自らの実践へ置き換えられる形で共有する
- 経験豊富な担当者だけでなく、これから地域づくりを担う人も横につながり、各圏域が事例検討、人材育成、自立支援協議会等を自ら運営する力を高める場を目指す

基幹相談支援センター連絡会の基本設計

項目	内容
位置づけ	県自立支援協議会・人材養成部会のワーキング（県の正式な会議体）
開催	令和7年度末にモデル開催。令和8年度は年4回程度を予定
運営	県と委託事業者の共同運営 県：通知、制度情報、自治体との調整、会議の位置づけ 委託事業者：議題設計、ワークシート、グループワーク、ファシリテーション
参加者	各市町村の基幹相談支援センター担当者（経験豊富な担当者に限らず、これから地域づくりを担う人も）、基幹相談支援センター職員等
主な共有内容	国研修の情報、県の新規事業、各圏域の人材育成、自立支援協議会の運営等
目的	担当者個人に依存しない基幹同士の横連携／アドバイザー派遣の成果や地域の工夫を他地域へ波及

宮城県｜まとめ

ポイント

現場把握を起点とした個別支援と横連携の仕組み
未設置自治体へ県職員が直接出向き、合同説明と個別面談を通じて地域ごとに異なる「進まない理由」を把握。その状況に応じて、県と専門職・委託事業者が役割を分担しながらアドバイザー等の伴走支援を組み立てている。さらに、基幹相談支援センター連絡会を県の会議体として位置づけ、地域で得られた実践や課題を共有し、支援終了後も地域同士がつながりながら自走できる仕組みを整えている

1. **未設置自治体に県から出向き、地域ごとの「進まない理由」を把握する**
   県職員が市町村へ直接訪問。合同説明と個別面談を組み合わせ、人材、予算、行政と事業所の認識差、過去の経緯等、自治体ごとに取り組みを進める上で障壁となっている点を具体的に把握。訪問後は、市町村から県へ個別の相談が寄せられるようになった
2. **一律の支援ではなく、地域の状況に応じた伴走支援を組み立てる**
   市町村からの手上げを基本としながら、未設置自治体等には県からも働きかける。また、既存の成功例をそのまま当てはめず、個別面談で把握した人材・関係性・圏域特性を踏まえてアドバイザー支援を設計する。さらに、行政と事業所の双方を支援の対象とし、支援終了後に地域が自走できる状態を目標に置いている
3. **基幹同士の横連携を県の会議体として仕組みにする**
   基幹相談支援センター連絡会を県自立支援協議会の正式な会議体として位置づけ、担当者個人のつながりに依存しない横連携をつくる。アドバイザー支援の成果や各地域の工夫を県内で共有する場としても活用する
4. **県と専門職が役割を分担し、それぞれの強みを活かす**
   県は制度解釈、行政間調整、事業の枠組みを担い、専門職・委託事業者は現場の実践、会議設計、人材育成、ファシリテーション等を担当。双方の強みを活かし、行政だけで抱え込まない支援体制をつくっている

今後に向けて

今後は、派遣型アドバイザー支援の成果や各地域で生まれた工夫を、基幹相談支援センター連絡会や県自立支援協議会で共有する。設置済み地域でも、相談支援事業所への後方支援、自立支援協議会の運営、人材育成等の機能発揮を継続して支える方針

宮城県からのメッセージ

調査票や数字だけでは、市町村がどこでつまずいているのかまでは分かりません。現場へ足を運び、地域の事情を聞きながら一緒に整理することで、市町村自身も課題を言葉にしやすくなります。合同の場に加えて個別に話せる機会を設けたことが、その後の相談しやすい関係にもつながりました。
県がすべてを担うのではなく、制度や行政調整は県、現場実践や会議づくりは専門職というように、それぞれの強みを活かすことが大切です。アドバイザーが体制整備を代わりに行うのではなく、地域の会議や人材を活かし、支援後も続く形を目指しています。